

参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和三十三年四月十六日(水曜日)午前  
十一時十二分開会

委員の異動

本日委員上原正吉君及び木村篤太郎君  
辞任につき、その補欠として大谷藤之  
助君及び佐野廣君を議長において指名  
した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君  
理事 大谷藤之助君  
松岡 平市君  
永岡 光治君

委員

後藤 義隆君  
近藤 鶴代君  
佐野 廣君  
吉米地義三君  
中野 文門君  
増原 恵吉君  
松村 秀逸君  
伊藤 顕道君  
田畑 金光君  
千葉 信君  
森中 守義君  
矢嶋 三義君  
島村 軍次君  
八木 幸吉君  
外務大臣 藤山愛一郎君  
文部大臣 松永 東君  
國務大臣 郡 祐一君  
國務大臣 津島 壽一君

政府委員

総理府総務長官 今松 治郎君  
内閣総理大臣 増子 正宏君  
官房公務員制 度調査室長 上村健太郎君  
調達庁長官 眞子 傳次君  
調達庁総務部長 柏原益太郎君  
調達庁労働部長 小里 玲君  
自治庁行政局長 藤井 貞夫君  
防衛庁長官 門叶 宗雄君  
官房長官 森 治樹君  
外務省アメリカ局長 高橋 通敏君  
外務省条約局長 白井 勇君  
大蔵省主計局長 石原 周夫君  
大蔵省主計 岸本 晋君  
文部省政務次官 白井 莊一君  
文部省管理局長 小林 行雄君  
林野庁長官 石谷 憲男君  
事務局側 事務局長 河野 義克君  
参事(委員部第二課勤務) 川上 路夫君  
常任委員 杉田正三郎君  
専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選  
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員等退職手当暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございましたので、事務局から報告させます。

○参事(川上路夫君) 御報告いたします。

本日、上原正吉君が辞任され、後任といたしまして大谷藤之助君が委員に選任されました。

以上でございます。

○委員長(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

まず、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

先日、大谷藤之助君が委員を辞任されましたため、その後理事に欠員を生じているのでありますが、本日、大谷君の委員復帰に伴い、この際同君を再び理事に選任したいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(藤田進君) 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会附法第一五五号)を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いします。

○永岡光治君 藤山外務大臣にお尋ねいたしますが、十五日の朝日新聞の記事でございすが、見出しは「防空など意見交換」ということで、日米安保委員会の記事が出ているわけですが、それによりまして、十四日午後二時から一時半にわたって芝の白金の外相公邸で、藤山さんと、それから津島さん、米側からはマッカーサー駐日大使とスミス在日米軍司令官が出で、いろいろ話したけれども、ただ意見の交換程度にとどまったものだ。そのあと対象になった諸問題は次のようだということを、ずっと記事を掲げております。その中の一つに、これは重要な記事があるわけですが、これは当委員会でも前から問題にしておいたわけでありまして、今までの私たちの政府から承わってございました答弁とは相当適な記事が出ておりますので、これは事実かどうかを一つただしたいと思っております。

それは、「藤山外相から駐留軍労働者の失業問題について米側の善処を要望し、これに対しスミス在日米軍司令官が協力を約した」、これまでは問題はないと思うのですが、以下が問題になると思うのです。「藤山外相の提案はこれまで駐留軍労働者を日本政府が雇用して米軍に提供し、米軍がこれを雇用していた体制を改めて、米軍が日本の業者に雇用、使用ならびに監督を

請負わせる方式に切替えようというもので、今後、日米両国政府の関係当局間でこの方式を採用するかどうかを検討することになった」というのでありますが、あなたがこういう提案をされて、そういう切りかえる体制にしようと考えておられるかどうか。これは従来の政府の方針とは全く変わった方針でありまして、もしこれが事実だとするならば、当委員会でも相当これは問題にしていかなければならぬと思つてゐるわけでありすが、その辺のいきさつはどうなつてゐるのでありますか。一つ、あなたから直接御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御答弁申し上げます。十四日に安保委員会を開きました。その席上、ただいまお話のありました駐留軍労働者の問題について私から発言をいたしましたのであります。十五日の東京新聞並びに朝日新聞等に出ております記事は、われわれの申したことに全く違ふ記事が出ておりますので、その点について、この機会に、政府の従来からの方針を確認するとともに、申し上げたいと存じます。駐留軍労働者が、駐留軍の引き揚げと同時に逐次解雇されるという事態は、日本の現在の経済情勢、その他失業問題等もふえてくる場合において、非常に重大な問題だと思つてゐるものであります。かねて調達庁長官または日米合同委員会等において、この問題について強く日本側の立場を要望してゐるのであります。それは政府の態度とい

たしまして、駐留軍労働者を解雇し、あるいは駐留軍労働者の雇用というような問題について直接雇用を廃して、そうして業者をして同じような仕事を請け負わせる、そういうことは全く困るのだという立場なんでありまして、そういう立場を貫いて、この際、今申し上げたように、調達庁長官、あるいは合同委員会等においても、日本側の従来の要請を申し上げて、そうして米側の考慮を促しているが、この問題は非常に重大な問題であるから、私から特にも発言して、米軍においてこの問題について十分な関心を持って、一つそういうことのないように処理してもらわなければ困るというのを申し上げたのでありまして、新聞記事と全く逆なことを申しわけであります。それに

いろいろ心配している諸君を刺激することのないように、十分一つ考えていただいて、この身分の保障、こういう問題について格段の御努力をお願いしたいということを申し添えまして、私の質問はこの程度で終わります。

○委員長（藤田進君） ただいまの点、両大新聞ともに逆のことが書いてあるのであって、自分の発言はそれとはおよそ逆で、今述べられた通りだということですが、しかし、それにしても、この大新聞二つともそういうことになつてゐる以上、何かどうもその間の事情が、あるいは発表されたスポークスマンの誤まりであつたのか、何か、どういふふうな経過があつたのか、何か、この際明らかにしたいと思ひます。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 外務省のスポークスマンその他からは、單に駐留軍労働者の問題について日本側の希望を述べたという程度の発表をいたしただけでありまして、それがたまたま誤まり伝えられてこういうふうになつたことは、私もどうもさういふ遺憾に思つておられます。ことに政府の考へておられますのと全く違つたことになつたのでありますので、今後そういう点については十分留意いたすつもりであります。

○永岡光治君 ただいまの御答弁でよくわかりました。ぜひ一つ、その方針で今後も進めてもらいたいと思つておられますが、御承知の通り、やはり駐留軍労働者の今日において置かれてゐる立場はきつめて不安定であります。これがゆゑに非常に問題を起してゐることも、政府当局も十分承知でありますので、どうぞ一つ、そういう不安定な状況にある、従つてそのために

新聞記事と相違するのはこの点だけなんです。あとは、森局長並びに防衛庁長官が内容としてアウト・ラインを申されたこと、各新聞記事は全く一致している。この点だけが食い違つてゐるわけですね。そうして、森局長のきのうの答弁では、進駐軍労働者について、山外務大臣から特に発言があつて、そうして向う様が了解したという答弁を、私の質問に対してきのうなしてゐるわけですね。その向う側があなたが発言して了解したことは、今申し上げたそれだけです。それ以外に、進駐軍労働者に関してのあなたの方の提案があり、相手方が了承されたのですか、その点、お答え願ひたい。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 安保委員会におきまして駐留軍労働者の問題については、ただいま私が申し上げた点だけであります。

○矢嶋三義君 この際に私は、安保委員会の件について、あまり内容が拡大されない範囲において、お伺ひしたい。それは、調達庁の損害補償、たとえば厚生施設とか文教施設等に対する防衛対策等をやられる場合に、日本の自衛隊あるいは進駐軍が採用するところの機種、飛行機の種類、それによつて非常に対策が違つてくるわけなんです。それは後ほどかなり突つ込んで伺ひたいと思つておられますが、従つて、この安保委員会というものはそういう方面にも私は触れるべきである、当然だと思つておられます。ちゃんと岸・アイクの共同声明にはそういうことがうたはれてゐるわけなんです。それから、日本地域の装備、配備及び使用ということがあるので、この配備は装備を含むということ、政府は明確にしておるわけなんです。

です。当然触れてゐると思ひます。だから、そういう点について若干伺ひます。

まず第一番に、私は昨日アメリカ局長に伺つて不明確で不満足な点を、わが国外交の責任者である外務大臣に伺うのですが、このたびの安保委員会を開かれるに當つては、当然私は、ソビエトが中々に宣明した核爆発の実験禁止声明、これに対して岸内閣は米、英、ソに申し入れをしてゐるわけですね。そういうことについての議題を、当然私はわが日本政府としては提示すべきだと思つたのですが、そういうものを提示しなかつたというわけですね。提示しなかつたというわけですが、さらに、沖繩、小笠原の施政権にいたしまして、先般報道されたところは、アメリカの責任者は半永久的にこれを維持管理する、日本には返さない、基地として大事だということを聲明しておるわけですね。国民は非常に不安にかられておるわけですね。従つて、その後開かれたこの安保委員会においては、日本国民並びに日本政府の意向を向うに伝え、新聞にはこういう報道があるが、あなたの方の意向はどうかということ、を、正式の場において、公式の場において明確にする、そういう議題を当然日本政府としては出さるべきだと思つたのですが、そういうものが出されなかつたというわけは、それはどういふわけですか。今後安保委員会が開かれる場合には、そういう議題は必ず日本側から出すべきだと思つたのですが、いかがですか。

○國務大臣（藤山愛一郎君） ただいまお話しになりました核実験の禁止問題、あるいは沖繩の施政権等の問題につきましては、すでに御承知のように政府としてははっきりした態度をもちまして、外務省のほうからこれは普通のルートにおいて絶えず折衝をいたしておる問題なんでありまして。従つて、特に今回の会議にそれを話し合う必要もないわけでありまして、現在においてはそういう問題について正常外交ルートをもつて論議をいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 それでは、何ですか、沖繩、小笠原の施政権は、近い機会に返還される、こういうあなたの方の見通しを持っておられるわけですね。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 施政権の返還というものは重大な問題でありまして、簡単にわれわれが折衝をいたして参りましたも、すぐ向うから、それで返してやろうというふうになかなか出てくれないと思ひます。しかしながら、われわれはこういう問題は常時、やはり絶えず日本の考え方を向うに流して参らなければならぬ。そういう意味においてわれわれは努力してゐるということを、申し上げる次第でございます。

○矢嶋三義君 外電の報ずるところは、ああいう記事が日本の新聞に出た直後における安保委員会においては、これは公式な場なんです。それから、そういう所ではっきりと向うの意向をただして、ああいうことの、永久的にあるいは半永久的に米軍が占有するというのはアメリカの真意でないというところは共同声明の形でそのつど発表する、こういうことが私は安保委員会に臨む日本の政府の態度として堅持されなければならぬと思つたのです。そういうこ

とについて今後どういう心がけておられるか、承わっておきましよう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 安保委員会におきましては、むろん政策的ないろいろな問題を取り上げるわけであり

ます。が、しかしながら、今御指摘のありましたような核実験の禁止等の問題につきましては、すでにわれわれの態度をかなりはっきりさせつつ、ソ連、アメリカ、イギリス等にもわれわれの立場を常時宣明しつつあるわけであり

ます。先般の回答書等にありますように、出してあります。従って、こういう問題をあらためてここに提案し、話し合いをするよりも、日本の立場として当然言うべきことはほとんど言いつていくということが必要であらうと思うのであります。

○矢嶋三義君 では、これらの点についてもう一、二点聞かしていただきま

しょう。あなたがそう答弁されれば、私はここで明確にお伺いしておきたいと思うのですが、それは、日本政府の態度として、外務大臣として、責任ある立場のあなたとして、核実験禁止に

ついては、日本が国連総会においていかなる提案をすべきかということについては、いろいろと議論があつたけれども、現在においては国連総会に、この一般軍縮と核実験禁止とを分離する形において核実験禁止の提案をすべ

く本省においても、出先機関においても、鏡意準備中だということが伝えられて

いるのですが、この方針は間違ひあり

ませんか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 核実験の

禁止問題については、国連内における日本の態度及び提案の問題であります。が、われわれといたしましては、御承知のように、昨年出しました案も、査

察制度を含みます案として、必ずしも軍縮と全然切り離されておらぬもので

はなかつたかと思つておりますが、しかし、ただいま御指摘にありましたように、世界の情勢は刻々に変化をいたして

おります。そうして、それに対応すべく一番実現可能な方法を、われわ

れは考へて提案していきたいと思つてあります。ただいまの段階におい

て、核実験禁止のみを切り離して、い

かなる方法で実際にいき得るかという問題を検討をいたしております。同時に

また、同じような考えを持つておる国

があるとするれば、それらの国と連絡

をとつて十分意見を交換をいたして参

たりといふ、こういう態度でもつて今

述べたところのわけでありま。

○矢嶋三義君 それはその程度に承

わつておいて、反問いたしません。

る。そのときに、協定並びに共同声明

の線からは、米軍並びに駐留軍は日本

の自衛隊に出動は要請しない。米軍と

在日駐留軍の責任において、万一沖

縄に攻撃があつた場合には防衛をする

と、こういうことが了解済みである。

これ、相違があるかどうか、お答え願

います。

○国務大臣(津島一君) ただいまの

日米の安全保障関係または共同声明等に關する質問から、本国会におい

て……沖縄に対する侵略攻撃が行な

われた場合にどういった措置をとるか

というところでございます。これは総理

からこの委員会でお答えがあつた通り

でございます。元來が主權の潜在し

ておる沖縄でございます。従つて、

理論的にはわが國に侵略するといつた

ようなことになるけれども、現状にお

いては施政權を持たない。従つて、そ

の防衛は米軍が担当しておる。従つ

て、その防衛は米軍が當るが、万

一——これは仮定の問題として答えた

と私は記憶しております。万一、米軍

がこの防衛をやらないで沖縄の危機を

生ずるといふ場合に、主權の潜在し

ておる地域として、わが國もこれに對

しての防衛の措置を講ずることが想像

されるといふような答弁をされたこと

があります。それ以上のことについて

は、私は、私と同席した席上において

はお答えなかつたように思つてござ

います。この総理のお答えは私も全然同一の見解を持つておる次第でござ

います。

○矢嶋三義君 もう一点だけ、それを

承わつておきましよう、反問させてい

ただきましよう。

それでは、何ですか、防衛庁長官、

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

会にやります。

○矢嶋三義君 きようは他の質問をす

るの目的ですから、時間の関係上こ

れを深追いしませんが、これは他の機

しかし、外務大臣に伺いますが、あ

なたは外交権を持つておる、内閣にお

ける外交を執行する最高責任者です。

また、安保委員会の正員でもあるわけ

です。従つて、条約、協定その他につ

いては、責任者として最も詳しいはず

です。そういう立場から、今私が質問

したような問題に対する解釈ですな、

それはどういふように、あなたは法的

に理論的に解釈しているか。当然解釈

を持つておるはず。それについて

は別に何とも考へておらぬなんとい

うな無責任なことは、私は、同務大

臣、担当外務大臣として許されないと

思う。どういふ解釈をされておるか、

御見解を持つておるか、明らかに伺

ひしたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) その問題

について総理がどういふような答弁を

されたか、私は実は存じないのであり

ますが、十分総理の答弁につきまして

速記録等を読んだ上で、私の考えを申

し上げたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたの考えは。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 仮定の土

に立ちます問題であり、ことに沖縄は

全部無防備の状態になつちやつたと、

そうして沖縄の人たちがどこから侵略

を受けてアメリカも退去してしまつた

といふような場合は、極端な例だと思

うのでありまして、人道上からいって

そういうものを放置するかどうかとい

うような点から、これは考

えていかなければならぬ問題だと思

つてありまして、非常に重大な問題で

ありますから、十分研究した上でお答

えさせていただきますと思ひます。

○矢嶋三義君 これは私も意見があり

ますが、非常に重大なことですから、

防衛二法をやる時にやりましょう。米軍の義務というものはどれだけのものがあるかという点も問題がありますし……しかし、いずれにしても、少くとも内閣の二人の大臣がそろわれ、その程度の答弁しかしていただけないという事は、不安きわまりない。それだけ申し上げておいて、これは防衛二法を審議するときに、そこは本場でありますから、やりたいと思っております。

そこで、質問を続けて参りますが、安保委員会では、今度F11Fのジェット機を採用するように日本は決定したわけですが、この話は出さないものですか。また、アメリカ側からは今後どういう飛行機が来るというようなことは、あなた方聞いた場合に、向うは答えてくれるものですか、くれないものですか。

なぜ私がこういうことを聞くかという、これから防衛対策にしほって伺って参りますが、F-86F、これは今日の日本の自衛隊が持つておる飛行機で音の一番高いものです。ところが、F-86Fの防衛対策をある時代にやったわけですが、具体的にいうならば、たとえば福岡県の板付の周辺の藤田小学校というの、F-86Fを対象として国費によって移転したわけですが、そうしたところが、一年たたぬうちにF-100が来たわけですが、F-100が来たところ、一年前移転したその学校は全くもう防衛対策はゼロになってしまったわけですが、あれはまあ、ずいぶんむだな金を使ったわけですが、従って、今この文教あるいは厚生施設に対する防衛対策の問題がずいぶんやかましいわけなんですがね。一体、これからアメリカ

から来るのは、どの程度の、何ホーン程度に押え得るような飛行機が来るのか。また日本が、自衛隊がいたいたい使う飛行機は、どの程度の音を出さず、排気音が出る飛行機かということ、あるいは厚生省、病院です、文部省、学校、それから調達庁、自衛隊、防衛庁、こういうものが熟知していなかったら、総合的な対策というものが行われないわけなんです。非常に非能率であり、非常な不経済なわけですね。だから、私は、安保委員会等においてはそういう話は行われないのかどうかですね。また、あなた方、伺ったことがあるのかどうか。

また、このたびF-86Fに対して、これは昭和三十四年まで三百機作ることにしているわけですが、ところが、F11F、これは防衛庁長官の答弁になると思うのですが、F11Fを、それから三カ年間に三百機作るわけですね。このF11Fの排気音ですね、これはF-86Fとどの程度違うのか、それに對して、こういう防衛対策については、調達庁としてはどういう対策を持つておるのか、それをわかりやすいようにまとめて、逐次お答え願いたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 安保委員会におきまして、飛行機の機種決定という問題に関連して、話し合いを議題にいたしましたことは、今日までではございません。これらの問題につきましては、防衛庁当局が十分防衛庁の立場として、防衛力の上から、あるいはその他の設備の上から、あるいはそういう問題から検討をされまして、決定されておる次第でございます。

○国務大臣(津島善一君) 防衛対策の問題についてお尋ねがありました。F-86F、現在の自衛隊の戦闘機でございますが、これによって生じたところの騒音に對しての防止の対策は、これは自衛隊の關係でございますから、防衛庁の方でやっております。なお、お尋ねのF-100Dというような新しい機種が参りまして、これは主として駐留空軍です。この方がF-86Fよりは騒音關係がひどいということになりまして、これに對処するために、防衛施設の改修整備を今やっております。これは調達庁關係の予算において、三十三年度においては四億五千万円、このために計上いたしました。これによる騒音の防止ということに万全を期して、御迷惑をかけないようにいたすというふうに相なっております。

なお、最後の御質問は、F-86Fに續いて、次期の戦闘機としてのF11Fでございます。これはまだ騒音關係は調査いたしております。多分F-86よりは騒音の程度が多だろうと思っております。しかし、この機種は、御承知のように、生産いたしましたも、実際にこれが飛行訓練その他に使うのは、まず今から三三年後ということになると思っております。その間に、この全体の性能、またはその防衛というような關係も十分考慮して、適当な措置を講じていくことには、私は最善を尽くしたいと思っております。

なお、この自衛隊關係の防衛装置につきましては、各飛行基地その他の周辺について、騒音の程度等を十分調査いたしております。大体、駐留米軍において防衛の設備をするに準ずる、またある場所においては、地元の方々と話し合つて、地域の、狭い地域であり

まするが、移転を願うということが、御希望に應じてやるというようなことですね、これも、防衛庁の予算にも相当額計上してあります。こういった面において、御迷惑をけないように、私は両方にわたつて最善を尽くしたい、こう存じておる次第でございます。

○矢嶋三義君 私が伺っているその一つの重点は、F-86FよりはF11Fというの音が高くなることは間違いないと思うのです。それだけ馬力が大きいわけですから、排気音が太くなりまして、従つて、それは三年後使われるというわけなんです。今から、たとえば病院を建てる、学校を建てるでしよう。そうしたら、そういうことを見通して検討をしなければならぬんですよ。一番あなた方がむだ使ひしたのは、福岡の藤田小学校でしよう。

F-86Fを対象に、国費で移転して一年もたたぬうちに、それが全くだめになったじゃないですか。今、米軍の飛行機でF-100が一番騒音を出すわけですが、これよりもまだ大きい音が出てくるかもしれない。こういうことは、文部省はさっぱり知らぬわけですから、厚生省もさっぱり知らぬわけなんだから、だから、そこに十分あなた方が可能な範圍に連絡をして、そうして対策——応急修理をするならそういう線です、新築計画をするならなおさらのこと、そういう計画でやらなければならぬ。そういう点の総合性も何もないのです。

要求している文部大臣と文部省の管理局長、初局長、早く出席してもらつて下さい。

反省を持つてゐるのか、率直なことを伺います。私は。

それと、それから防衛庁長官は、今度まあ調達庁も所管に入るから、ちやうどあなたが最高責任で何うのにいいと思うのですが、飛行機が音を出す、それによって学校とか病院とか、あるいは家畜等に影響を及ぼすと。その補償は、米軍の飛行機がそういう損害を与える場合には、いわゆる特損法で調達庁でやっているわけですね。調達庁でやっているわけですが、ところが、これが自衛隊の飛行機だったら、法的根拠はないじゃないですか。これはおかしいじゃないですか。それは、米軍の飛行機であるうと、自衛隊の飛行機であるうと、その飛行機が飛ぶために学校が授業ができない、病院が聴診器が使えない、防衛装置をしなくちゃならぬとあれば、これは同じ基準で私は対策を講ずべきだと思ふのです。ところが、調達庁關係のは、米軍の飛行機によるのは特損法でやるけれども、自衛隊のは、住民がやかましく言わないから、知らぬ顔して、やらぬでしよう。これは一体どう考へるのですか。至急その基準を設けて、法的根拠をする用意はないかどうかということ。

それから、今のあなたの答弁の中に、調達庁關係で、昭和三十三年度の予算の中に、対策費が約四億五千万円含まれてゐるという事は、私は了承してゐます。ところが、自衛隊の経理局長は、本院の他の委員会において、自衛隊にはそういう対策を講ずるところの予算は組まれてゐない、大蔵の予算の概算要求の場合にも要求してゐないし、組まれてゐない、万一地元から

問題が起きて、そういう事態が起ったならば、予備金の支出を願ってやることになりましようということを、答弁して、他の委員会でも、ところが、今、防衛庁長官は、防衛庁においても若干の予算が計上されているという事を言いましたが、果してそうか。もしそうならば、自衛隊の飛行機によって発するところの騒音による対策費として、予算が幾ら計上されているのか、数字で明確に答え願います。

○国務大臣(津島壽一君) 調達庁関係では、防音関係で予算も計上し、また損害が出た場合は、特損法という特別の立法がありますので、これによってやっているわけでございます。防衛庁関係、自衛隊関係については、こういった法律がないわけでありまして、これは何とか、こういった法を制定したいというので、いろいろ関係方面とも折衝をいたしておるわけでありまして、しかし、実際問題としては、この特損法に基づく基準によりまして、防衛庁側もそういった損害の実際の処理をいたしておると、こういうふうになつておるわけでございます。

なお、予算の関係でございますが、この特損法と同じように、特殊の予算を項として掲げているという意味ではございません。実質的に、その予算が、目を立て、必要に応じて、今日までと同様に、経費がそれに処分できるといふ予算の仕組みであつて、必要に応じてこれらの経費は処分できると、こういう建前になつております。詳細の点は、経理局長の方からお答えした方が便宜であると思うので、お許し願いたいと思います。

○矢嶋三義君 幾ら予算が組まれているか、数字でお答え願います。他の委員会では、予算を組まれないと答弁してあります。

○国務大臣(津島壽一君) 費目として、この防音のための対策費とかいふような費目で予算が出ていないという意味だつたと思ひます。この全体の予算の中で振り分けて使用し得る経費があつて、現にそれを実行して処分してきておるといふ趣旨に答えたんだと思ひますが、今、経理局長——官房長の方から、一つお答えいたさせます。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいま正確な資料を持ち合わせておりませんが、補償関係といたしましては数千万円たしか三、四千万円と思ひますが、費用を計上いたしております。それで実際に防音対策に當ることになつております。

○矢嶋三義君 数千万円程度でできるのですか。宇都宮の第二操縦学校の付近、あの宇都宮市の横川付近、あの付近は、自衛隊の飛行機の場所です。これだけでも大へんです。さらに、静岡の浜松周辺のあたりになつたら、大へんです。数千万円程度で何の措置ができますか。そこで、私は防衛庁長官に伺うのですが、このたびは、この法の改正によつて、あなたが調達庁の所管大臣にあることはもちろんのこと、防衛庁と今まで以上に密接不可分な関係になつてきたわけですから、私はいい機会だと思ふので、今後、たとえば、騒音によつて障害を生ずる場合の対策を、これは駐留米軍のものたるものであらうが、わが自衛隊のものたるものであらうが、それは同一基準においてできるだけ早急にこの対策

を講ずるという基本方針を立てて、それを実行に移す絶好の機会だと私は思ふんですが、長官の御見解を伺ひます。

○国務大臣(津島壽一君) 実行の方面においては、お説の通り、防衛庁の自衛隊関係のも、特損法によつて調達庁がやっていると同一基準でやるといふ方針は、これは実行しております。それから、立法の関係は、防衛庁としては、これはぜひやりたいということ、関係方面とも今日まで折衝して参つたのです。なお、御指摘のような次第もありますので、十分検討いたしまして、実行の可能になるように私は処置いたしたいと思ふ次第でございます。

○委員長(藤田進君) 速記とめて下さい。  
○委員長(藤田進君) 速記起して下さい。

○田畑金光君 外務大臣にお尋ねいたしますが、先ほど、日米安保委員会の中において、駐留軍労働者の問題に關し申し入れをなされた。その内容についてはいくつ承でできるわけでありまして、今駐留軍労働者が約九万五、六千名いるわけでありまして、この労働者に対しては、労働法の適用がどういふことになつてゐるのか、それを一つお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この問題につきましては、政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(上村健太郎君) 駐留軍労働者につきましては、一般労働法規がすべて適用になつております。  
○田畑金光君 今、外務大臣に私はお

尋ねたわけで、駐留軍労働者の問題で米軍側に申し入れをなされた。ところが、外務大臣は、この労働者についてどういふ法律が適用されておるか、これも御存じなくして申し入れされたとするならば、まことにこれは不見識と云ふまいない話で、一体この労働者等に対しては、安保条約や行政協定の建前から見ました場合に、日本の法律を適用することになつてゐるのか、なつていないのか、これはどういふことに考へておられるわけですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 直接の雇用関係におきまして、日本のたたいま申し上げましたような労働法規を適用してゐると思ひます。

○田畑金光君 行政協定の十二条を見ますと、第五項には明確に労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない、こういうことになつてゐるわけでありまして、で、この問題に關しましては、前から調達庁や外務省の間で、アメリカ側と労働基本契約の締結等について努力をされて参つておりますが、今どういふことになつてゐるのか、どのような取扱いになつてゐるのか、それを簡潔に一つ御説明願ひたいと思ひます。

と申しますのは、一般労働法が適用されておる、こういうお話であります。資料を持ち合せておりませんが、なおいろいろの問題が労働問題を中心として起きてゐるわけで、絶無じゃないわけですが、駐留軍労働者関係の中には、そういう問題がまだ各地に多発してゐるわけですから、こういう現実の上に立つて

て申し入れをなされたというわけだから、どういふ内容であるか御存じの上で立つて申し入れをなされたと思ひますので、御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 駐留軍労働者につきましては、御承知のように内閣に委員会がありまして、この問題を取り扱つておるわけでありまして、われわれとしましては、わが日本に労働者の幸福を祈念することは当然のことでありまして、従つて、日本の法規に適用されるようにできるだけアメリカ側が考慮していかなければならぬように、外務省としても努めて参らなければならぬわけでありまして、通常の問題につきましては、内閣の委員会なりあるいは調達庁方面において、問題を取り上げて、そうして解決に當つておられます。それらの問題が困難なような場合に、外務省としては当然アメリカ側に交渉をいたすということにいたしております。

○田畑金光君 この間申し入れられたというその内容は、非常に簡単に、これを説いただけでは、どういふことを憂へられてアメリカ当局に話をなさつたのか、問題の中心というものが理解できないわけですが、どういふことを心配されてお話をされたのか。また、その話し合いの中から、今後どういふ保障が取りつけられたのか、特に労働面を限つてお尋ねしてゐるわけで、一つ、外務大臣が、日米安保委員会というあの少数の集まりの中で、駐留軍労働者の労働施策の点について心配されて、申し入れをなさつてゐるわけでありまして、どういふ問題を中心として、どういふ将来の保障を取りつけら

であるわけですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 土地問題  
については、アメリカ側は再検討する  
という言葉を使っております。しかし  
ながら、再検討をする以上は、もとの  
ままに落ちつくとは考えられないわけ  
でありまして、こういう機会に、われ  
われとしては、新しい考え方でこれを  
処理してもらわなければならないとい  
うことは、当然アメリカ側に対して申  
し入れて参るわけであります。

また、たゞいま第二に御指摘になり  
ましたように、現地の住民の希望とア  
メリカの考え方との間の、何か妥協点  
を見つけるかということでございます。  
私どもは、現地の人たちの要求とい  
うものを、まず第一に率直にアメリ  
カ側に伝える、そうしてアメリカ側に  
対して、あるいは沖繩の軍政府等から  
行っている実情報告等に感觸上違ひが  
ある場合があり得ると思ひますから、  
われわれが知っております現地の考え  
方を十分に、まず伝えるということが  
第一だと思っております。その伝えた  
上で、われわれといたしまして、そ  
れが達成されるように、その希望が達  
成されるように、努力をして参るのは  
当然のことでありまして、従つて、そ  
の線に沿つて話し合ひをしていくわけ  
で、妥協等の問題、実際の解決の問題  
については、さらに現地の住民等の意  
向が、そういう問題に移行して参るよ  
うなことがありますれば、現地の住民  
の意向を十分向うに伝えるということ  
で、日本政府が妥協的な案を最初から  
持ち出すというようなことは考えてお  
りません。

○八木幸吉君 外務大臣にお尋ねいた  
したいと思ひます。この問題は、昨年  
の九月以來機会を得ませんで、今日伺  
うのでありますが、従来、日本の自衛  
隊が核装備をしない、そこで、核装備  
をした外敵から攻撃を受けた場合どう  
するかという問題について、防衛当局  
に伺ひますと、結局、それは集団安全  
機構によるはかばかはないと、こうい  
う御答弁がいつもなされるのでありま  
す。ところが、集団安全保障の機構とい  
うものを、今日の段階で具体的に申し  
ますと、日米共同作戦、こういうこと  
になるわけでありまして、そこで、外敵  
から核攻撃を受けた場合に、米軍が日  
本の自衛隊が核兵器で装備しない、こ  
う申しまして、結局向うが使えば、  
米軍も日本の領空あるいは領海の外で  
あつても使うに違ひない。そうすれ  
ば、その使用によつての放射能等の影  
響は当然受けるわけであります。

そこで、私の外務大臣に伺ひたいの  
は、どうしても、今日の場合、核実験  
の禁止、あるいは製造、貯蔵、使用等  
の禁止を、国際的に強力に推進されな  
ければならぬ。これはどうしても日本  
としては、絶対至上の命令とでも申す  
べきものであらうと私は考えるのであ  
ります。そこで、今後国連を中心とし  
て、この線に沿つて強力に  
日本の主張をお述べになる、あるいは  
これを主張するということ、むしろ  
お考えになつておられるのでありま  
すが、その案、あるいはお考えを、差  
しつかえのない限り、お示しをいた  
されれば非常に幸ひである、こういう  
意味で伺うわけであります。

○國務大臣(藤山愛一郎君) たゞいま  
政府といたしましては、来るべき国  
連の総会において、核実験の問題等を  
切り離してやうしてやうていくとい  
うことは、先ほど御答弁申し上げまし  
たように、一番効果的な案を閣下でこ  
さいます。のみならず、実験の禁止は  
かしてなく、製造、保有、使用とい  
うものが終局的に禁止されなければなら  
ないというの、昨年の日本の提案に  
おいてもしかりでありまして、今後こ  
の問題を国連内においても推進して参  
る必要があつたと思ひます。その意  
味において、私どもは、国連の軍縮委  
員会等が、たゞいまソ連のボイコット  
によりまして機能を停止しております  
が、これが一日も早くソ連も加えた形  
において、軍縮委員会等がこれらの問  
題を取り上げて討議するような状態に  
なることを希望して居るわけでありま  
して、そういう問題についても、意見  
を聞きつつ、われわれは主張してお  
るわけであります。

なお、来るべき巨頭会議等が行わ  
れます際には、核実験の問題並びに核  
兵器の問題は、私どもは、当然取り上  
げられて議題となり、話し合ひになる  
と思つて居るわけであります。日本と  
いたしまして、巨頭会議に参加す  
る、参加しないにかかわりませう、巨  
頭会議等が行われます際には、この問  
題を取り上げてもらいたいということ  
を申し出ていきたいと考えて居るわけ  
であります。いろいろな意味におい  
て、世界のいろいろな政策が変転して  
おりますから、それに対応して、その  
時期等に打つべき手はいろいろ考えな  
がら進んで参りたい、こう思つてお  
ります。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。  
(速記中止)  
○委員長(藤田進君) 速記を起して。  
○矢嶋三義君 ちよつと質問が途中で  
切れたわけですが、引き続き、ま  
まこのままで質問させていただきます。  
まず、農林関係については、農林関係に  
も、厚生関係にも問題があるわけだ  
が、時間の関係上、私は文教関係に  
限つて、テスト・ケースとして何つて  
参りたいと思つて居るのです。  
まず、文部大臣に伺ひますが、あ  
なたはですね、駐留軍並びに自衛隊の  
すれの飛行機のもたらす騒音を聞  
く、これは国の責任において補償すべ  
きものだというのが、あなたの持論で  
あります。現在も相違ないか、伺  
います。

○國務大臣(松永東君) お説の通りで  
ございます。  
○矢嶋三義君 このたびの法の改正に  
よつて、防衛庁長官は調達庁をまあ吸  
取するようになつて参るわけだ  
ございまして、法的基準というものは自  
衛隊関係には明確でないが、今後同じ  
ようにやりたいということ、先ほど  
答弁されたわけだ。

らないように思います。

なお、予算の關係は、これは防衛庁の關係は、海防關係その他にも補償すべきものがあるわけでございまして、予算としては、特に騒音防止対策といったような費目でやっていないけれども、必要に応じて予算を振りかえ流用し、使用し、これが支弁をする、こういう建前になっておるといふことを申し上げた次第でございまして、そういった意味において、騒音防止のためにこれだけの予算を計上してある、費目としてそういうことではないといふことを、繰り返して申し上げる次第でございまして。

御要求の資料は、至急提出をすることにいたします。

○国務大臣(松永東君) 矢嶋委員の御指摘になりました防音装置対策の問題ですが、これは防衛庁に関するところは、昨年文部省独自の立場で漏らさず調査いたしました、そうして至急にこれを解決するようにということで申し込んでおります。さらにまた、調達庁の方は、これはもう前から非常にこうした非難がありますし、文部当局も実は困っておる問題でありますから、しよつちゅう請求して、何とか早く解決してもらわなければいかぬということをお願いしております。今日までそういうことは、もうしよつちゅう申し込んでおりますから、御了承願いたいと思います。

○矢嶋三義君 これは申し込むだけじゃだめなんぞございまして、そのF-86Fというのは、自衛隊が持っているうちで一番大きい音を出す飛行機。これを本年度は九十八機、今から作るのです。三十四年度は百六機作る。三十四年

までに三百機にするのです。今、浜松に五十機ばかりいるのですが、全国に三百機というのがある。管理局長、よく聞いて下さいよ。そして三十四年度から、それよりもなお音の出るF-11Fジェット戦闘機を三百機ばかり作るという。F-11Fといったら、F-86Fと比較にならぬくらいスピードを持っている。排気音が出るわけですから、あなたのところで今対策を講じて、今後学校建設等の指導をするに当たっては、そういう見通しをもって指導しなければ、過去に苦い経験をなめているわけですね。よろしいですか。こういう点を、私は皆さん方に注意を喚起したい。第一に、文部大臣はF-11Fを採用することになったといふことを承知していただきます。それと騒音關係のことを考えたことがございまして。

○国務大臣(松永東君) それは承知しております。従って、その問題については、これは大へんなことだと思ひまして、それで早急に是正しようといふので申し入れをしております。ただ申し入ればかりしたって何にもならぬじゃないかと矢嶋さん言われども、無理に押しつけてなかなかやるわけにもいかぬ。しよつちゅう絶え間なく請求して、そうしてこれを除去したい、こういうふうな考えをしております。

○矢嶋三義君 その点は、防衛庁長官におかれまして、文部省と十分緊密な連絡をとって、問題処理するように要望しておきます。

そこで、やや具体的に伺いますが、防衛庁の本日出された資料によりますと、たとえば今米軍並びに——米軍が便つて最も騒音を発しておるF-100が主として配置されておる福岡県板付で

すね、その周辺に対する長きにわたる問題であつたわけですね。対策がやや具体的に示されました。これによると、具体的に伺つて参りますが、一学級の生徒数を四十名程度に減ずるために、小規模の学校を作る予算も、学校名まであげてここに資料として出され、これはやられるというわけですね。ところが、他の委員会でも文部省は——一学級が四十名になれば教室もよい要りますね。それから職員員の定数も多くなる。今他の委員会でも審議している法律案では定員基準等があるわけですが、それに特例を設けなければならぬわけですね。従つて、そういう教育委員会に対しては教員の定数とか配置はいかようにするのかという他の委員会における質問に対しては、あなた方は、防衛庁なり調達庁の方針がきまつた後に善処するつもりでありますといふことを、速記に残しているわけですね。本日、調達庁側からは、はつきり学校名まであげて、一学級四十名にするための防音対策並びに教室の増築を計画しているといふことを、資料としてはつきり出して参りました。従つて、あなた方としては、もう新学期が始まっているわけですね、これは早急にやられるわけですね。どういふ、何ですか。基準を設け、対策を講じられるのか。決定あるいはこれから内定するであろう方針を承わつておきます。

○国務大臣(松永東君) ただいま御指摘になりました問題は、防衛庁が至急にやつていただくということになりますけれども、それを私の方から果と連絡をとりまして、これに即応するよう解決の方法をとりたいと存じております。

○矢嶋三義君 こういう方針が政府としてきまつたということは、あなたの方では助言と指導の立場において、都道府県教育委員会あるいは市教育委員会に対して示達をしましたか、しませうか。しなかつたならば、早急にすべきだと思ふ。ただ、道徳教育やれといふような通達ばかり出すのじゃないですか。(笑)どうですか。やつたのですか。あるいはやらないかつたのですか。やらないかつたなら、明日からでもやる意思がありますか。

○政府委員(小林行雄君) 板付基地の周辺の学校について小規模の学級の学校を作るということにつきましては、つい最近承りましたので、まだ県の方にばつきりした、そういった教員定数の關係について連絡をいたしておりません。お話を承りましたので、早急に府県とも連絡をとりまして、対策を立てたいと思ひます。

○矢嶋三義君 時間が長くなると恐縮でありますから、資料についてちよつと伺います。二十二ページ、特別損失補償法で三十三年度の処理計画として七十八件、三億五千五百五十五万円というのが出ておりますが、これは別紙1に内訳がありますが、そのうちの鉄筋改築防音工事一校と出ていますね、一億二千九百万何が計上されておる。この鉄筋改築防音工事が一校とは、これはどれをさしておるのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 福岡県の高松小学校でございます。

○矢嶋三義君 了承しました。次に伺いますが、職員室、校長室防音工事三十五校として千四百六十七万円が計上されております。これは御

承知のごとく、今まで防音工事をやつたのは、職員室とか、校長室とか、特別教室を除いた所だけ防音工事をやつて、こういう所はやつてなかつた。その非を悟つてやろうとするわけですが、これは調達庁で、今まで普通教室はやつたけれども、特別教室、校長室はやつてなかつたところだけやろうとするものか。浜松とか宇都宮とか、自衛隊の飛行機關係の所は、これに準じて自衛隊の方の予算支出を内定しているのかどうか。その二点を伺います。

○政府委員(上村健太郎君) 防衛庁關係のことでございまして、防衛庁におかれまして、調達庁がやつておられますと同一の方針でやつていただくことと存じます。また、ここには板付附近の学校しか書いてございせんが、他の基地におきまして、これは私どもの關係は米軍の基地でございまして、同様に職員室、校長室その他に防音工事を実施するつもりでござい

○矢嶋三義君 それから二十六ページに、教育施設移転補償費一件として千五百五十万円が計上されておりますが、これはどれですか。

○政府委員(上村健太郎君) これは立川の中学校でございまして。

○矢嶋三義君 了承しました。もう二、三、次に承りたい点は、ずいぶん問題になっておりました防音対策は、どの程度やればいかという問題でありますから、その一つのテスト・ケースとして、具体的に申した方がはつきり論ずるのに都合いいと思うのですが、職務制の学校は、学校区があるから、学校の移転というのはなかなかむずかしい。しかし、県立の

高等学校以上だったら、まあ国立大学なんかはそう簡単には移動できないけれども、都道府県立高等学校程度は基地の周辺にあるのをむしろ移動する方が適当だ。その一つのテスト・ケースとして、あの板付の基地のすぐそばにある福岡商業高等学校、これはとても防音装置はききやしない。四十ホーン以下に防音を立てることは不可能である。そこで、これは市内に一つしかない高等学校だから、こういうのはテスト・ケースとして移動する方が妥当だというように論じられておったわけだ。本日新たに資料によりまして、馬出小学校の鉄筋コンクリートでテストしてみた、その結果三十五ホーン程度に抑え得るので、あの場において対策を講じようと考えているというように出されていっているんですが、これは、文部省は専門的な立場で了承しているのかどうか。一休、その三十五ホーンといったら大へんだと思うんだが、その程度に抑えるのにどのくらいな費用があつたらできると計算されておるのか、そうしてその時期はいつやろうとしておるのか。これはもし失敗したら、私は重大だと思ふ。テスト・ケースで九大の法学部でやったのは四十ホーンですから、板付の距離というものは、海岸でずいぶん離れています。二キロくらい離れています。それで、あれだけのことをやったら、文部省は一つのモデルとしてやったわけだ。あれが四十ホーンです。ところが、福岡商業高等学校というのは、板付基地のすぐそばです。それは、もう発達する場合の調整をする場合に、排気音を猛烈に出すわけですね、ペンパンとあれを。それをどの程度予算

を使われるのか知らぬが、とても三十五ホーンに抑えるなんかということには僕は不可能だと思ふ、僕の持つておる知識では。一休あなたはどのくらいの費用をかけたら三十五ホーンに抑え得ると考えておるのか、お答え願ひたい。

を及しますよ、納税者の一人として。だから、十分専門的に検討してもらいたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) この資料を見ますと、三十五ホーンというのは、三十五ホーン程度を下げるということでごさいます。現在私どもの一応の基準としましては八十ホーン以内に抑える。従いまして、大体七十ホーン程度の騒音は許していただこうという考えの方針で、全国やっております。この商業高等学校は非常に近接しておりますので、やまじいのであります。が、鉄筋コンクリート作りでありますので、いろいろ方法を併用いたしまして、この三十五ホーン程度のものを落そうということでごさいます。予算は大体約三千万円程度を予定しております。

○委員(藤田進君) ちょっと、速記をとめて下さい。

○委員(藤田進君) ちょっと、速記をとめて下さい。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。

○委員(藤田進君) 速記をつけて。○矢嶋三義君 それでは、委員長の希望でありますから、質問の方向をちょっと変えましょう。



のですが、地方の局、あるいは現在の職員等について、どういうことに今後これを機会になさるのか、これを一つ承わりたいと思います。

○国務大臣(津島一君) 調達庁の職員は身分でございまして、これは中央にいると、また地方出先の機関の職員とを問はず、区別することはございせん。全部全体として、これは今後新しい機構における調達庁の職員として、従来の身分、給与、その他今申し上げましたいわゆる労働の関係、そういうものについて特別に地方末端の組織について何らかの影響があるとは考えておりません。本人の希望等によつて他に有利な職場につくというようなことがあれば、これは別でございまして、そういう意味において、今度の改正はあるがまま、そのまま引き継いでいこうという格好になっております。前回申し上げましたように、調達庁の職員の定員は若干三十三年度は減りますが、これは全体を過すると比較的少いものでございまして、それらの今後のことについては、これはもう大体めどがついてはおります。調達庁の現在の職員の方々は何ら私は不安を感じようなどとはございません。これを考へては、次第でございまして。

ていくのではないかと、こういうわれわれは見方を持つわけですが、今回の職員の百三十五名の減員でもって仕事の処理遂行上支障ないのかどうか。

○田畑金光君 今お話の中にもありましたが、昭和三十三年度に百三十五名職員が減るわけですが、ところが、こう見ておきますと、昨年から今年にかけて駐留軍の撤退とか、従つてそれに伴う施設の返還処理、こういう仕事の量はかえつてふえていくように見えるわけ、そういう点から申しますなら、少くともこの昭和三十三年度等は職員の仕事の量というものはかえつてふえていくのではないかと、こういうわれわれは見方を持つわけですが、今回の職員の百三十五名の減員でもって仕事の処理遂行上支障ないのかどうか。

非常にむずかしい仕事を担当し、また一そう複雑になる、こういうことは私もよく承知しております。その意味から申しまして、予算的のこの事業量の減少、これは二十何億減りまして、それにもかかわらず、定員に關する限りはまずこの限度にこれを維持して、仕事に支障ないようにはかつてやつたわけにございまして。従いまして、この程度の百三十名余の縮減によつて仕事に非常な困難にいかないという事はないと私は考へております。

○田畑金光君 私これで私の質問を終わりたいと思つておりますが、先ほど申し上げた外務大臣にお尋ねいたしました駐留軍関係離職者等臨時措置法案、防衛庁長官よくご存じだと思つておりますが、間もなく国会で成立すると思つております。そういういたしますと、特にいろいろやる仕事、離職者のための補償措置等が盛り込まれておりますが、この中で特別給付金の支給、あるいは今後離職者が仕事をやめていく上におきまして資金を借り入れするときの融通あつせん、こういう問題等を含んでおるわけですが、この法律内容はいずれもけつてでありますけれども、問題は、法律はできても、實際これを実行する段階

になつて参りますと、常に龍頭蛇尾に終つて、結局法律だけに終つたという結果になりがちであるわけですが、職業の補導の問題、あつせんの問題等についてもそういうものであります。先ほど指摘いたしました資金の融通あつせん、あるいは特別給付金の支給、こういうような問題等について、政府内部においてはどの程度具体的な補償を今後はいかうとする御方針であるのか、もう少し内容について具体的に、政府が今日まで努力しておられるならば、あるいは一つやつていこうとする計画をお持ちであるならば、それらの内容について御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(津島一君) 衆議院の内閣委員長提案の離職者臨時措置法案、これは昨年十二月閣議で決定したその方針に合致したものでございまして、今日まで予算関係において、その他の措置においても、十分関係各省は協力してやつて参つたわけにございまして。しかし、こういう特別措置法というように法制化する上は、さらに政府としては一段とこの実行に努力するといふことは当然のことだと私は思ひます。具体的にこの事項はこうだということ、非常に煩瑣な事項もあるし、特に今度は今まであつた対策協議会というものが法律の規定に基づく協議会となるといったようございまして、従来以上にこの協議会というものは最も活用され、この法案に沿つたところの措置が決定され、また政府においてもこれは実行する、こういうことに相なると私は期待しておるわけにございまして。

を持っておるのか。それから資金の融通あつせんというわけにありますが、これはどの政府機関を通じ、金融機関を通じ、どの程度の資金を融通あつせん等をやろうとされるのか。ある程度の構想はかたまつておると思うのですが、大臣でなければ調達庁長官から、これらの点を中心にもう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(上村健太郎君) 特別給付金の問題は、昨年度におきまして、三十二年度中に八千八百九十六万円、三十三年度におきまして四千七百八十万円という予算を盛つております。大休この標準といたしましては、昨年度の六月二十二日現在に雇用されていた者に対して、解雇の際に三年以上勤続した者に対して、政府が雇用主の立場から解雇のお見舞金というような形式で出すわけにございまして。もつとも、この三年以上と申しまして、十年未満の三年以上、十年未満の人あるいは十年以上の人ということにつきましては、金額に区別がございまして、十年以上の方には一人当り一万、十年未満の人には六千円というような区別はございまして、こういうような標準で出していきたくと思つております。資金のあつせんにつきましては、自發的に企業組合等を離職者の方々が作られまして、そして事業を起される方々に対する資金をあつせんしようといふこととございまして、金融機関といたしましては国民金融公庫、商工組合中央金庫及び、中小企業金融公庫でございまして。現在申し込みの申請がたくさん出ておまして、今日までに貸付で普通貸付が三十六件、厚生資金貸付

で五十一件ということになっております。商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等につきましては、申し込みを受け付けまして決定されたのは、まだ二、三件に過ぎないのであります。資金といたしましては、一応七億程度のものは大蔵省側において融資あっせん希望が達せられるようにという公庫側に通達をいたしております。従いまして、資金の量の面で制約を受けるということとはございません。しかしながら、なかなか、離職者の方々が他の職に転向されて、そして新しい企業をされるということになりますので、いろいろなれておられないような仕事でございまして、私どもは各府県及び出先を通じて御相談にも応じ、なお金融機関等に対するあっせんにつきましては努力をいたしておる次第でございます。

○委員長(藤田進君) ただいまの点に関連して一点お伺いいたしますが、離職に関連して給付金を今度支給するということですが、直接雇用と間接雇用にかかわらず、英連邦軍については何らかのことが考慮されないというふうに見受けられるわけで、この点についての解釈、お考え並びに将来の見通し、方針などをお伺いしたいと思っております。

○政府委員(上村健太郎君) 主として、広島地方でございますが、英連邦軍に雇用されておられました方々は、最初形式的には政府が、調達庁が関与いたしませんで、直接雇用の形式で契約を結んでおられたわけであります。その後英連邦軍が撤退いたしました二年か三年半前に、間接雇用、すなわち政府の雇用の形式に切りかえられた

わけでありまして、今回の国会提案の対応策法案は、結局主としてねらっておられますところは岸・アイク声明以後において離職された方々というところになっております。英連邦軍の関係で雇われておりました方々で離職をされた方々と、今回の法案の適用を受ける方々、すなわち岸・アイク声明以後において解雇をされた方々の実質的な差異は、私はきわめて薄いと思うのでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、今回の法案の御趣旨がそういう点でございまして、本法の適用はないことになろうと思っております。また、ことに英連邦軍関係の離職者の方々は、お気の毒であり同情に堪えないものがございますが、今のところ予算の関係も予定しておりませんし、また今回の法案にも該当がないという結果になっておる次第であります。

○委員長(藤田進君) そうしますと、日本政府としては、かような給付金を出すことになってから、英連邦軍に関連して、英本国に、かかる措置をされたいとか、そういうことをやるとかしないとか、非常に大きな片手落ちになるのではないのですか。要するに、形式的に直接雇用であつても、調達庁が関与して進めてきたことであつて、それが途中で間接雇用になりかかったという単なる形式的なことだけに与らわれない。さらに、それらについて重ねてお伺いいたします。

○政府委員(上村健太郎君) 間接雇用以外の直接雇用の人たちは、まだ今回の法律案の適用を受ける以外にもおられるわけでございますが、米軍が直接にPX等で雇用している方々とか、そ

ういう人たちに對しても同様の問題があるわけでございます。これらの人たちに對しましては、今回の法案が国会に提案されました事実と、またこういう金額を政府としては考えているのだというところを、米軍には通告をいたしまして、米軍側の考慮を得たいというところを申し入れております。ただし、英連邦軍につきましては、前回のろいろな交渉の経緯もございまして、が、法律を非常にたてにとりまして、今日に至つては、私ども自信を持っておりません。もともと、まだ現在交渉しておるわけではございませんが、非常に困難ではないかというふうに考へております。

○委員長(藤田進君) この点は、不均衡のないような処理を強く要望いたします。時間も経過いたしましたので、本案につきましては、午後さらに審議を行うことといたしまして、これにて暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後三時二十六分開会

○委員長(藤田進君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会開法第一五五号)を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言をお願いします。

○田畑金光君 一、二の点で防衛庁長官にお伺いいたしますが、それは先ほど御質問いたしました駐留軍労働者の問題で、この身分の取扱いは一体従

来通りで処理されていくのかどうか。御承知のように、法律百七十四号によつて駐留軍労働者の労働条件、給与その他については調達庁長官において決定することになっておるわけで、従来とも労働三法が適用され、完全な労働基本権というものが保障されて参つておるわけであります。これらが、今回のこの調達庁が防衛庁の外局に移る、こういう機構の変更に応じて、身分の取扱ひ上は何らかの変化等があるのかどうか、従来と同じような取扱ひでいくのかどうか、この点、明確に一つ御答を願つておきたいと思ひます。

○国務大臣(津島義一君) 機構の変更がありまして、調達庁の職員等につきましては身分の取扱ひ等について何ら変更はございません。労働三法については従前と同じように労働三法の適用を受けて、労働基本権についてはあくまでも完全な保障のもとにやつていくのだ、こういうこととでよろしうございしますか。

○国務大臣(津島義一君) 仰せの通りでございます。

○田畑金光君 それから、特別給付金の件については、けさほどの私の質問に對し長官から明確にお答えを願つたわけでありますが、けさほど私の質問いたしましたのは、いわゆる間接雇用の駐留軍の労働者についてお尋ねしたわけで、現在軍直用の労働者は二万五千人ないし二万六千人に上つておる、こういう工合に聞いているわけでありまして、この軍直用の労働者に對しましては、特別給付金等の取扱ひについてはどういふことになつていくのか。政府といたしまして

は、今後この人方に対しまして、政府の責任において具体的な処理が進められるものと、われわれは期待いたしておりますが、この点について、まず政府の方針を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) いわゆる直接雇用者につきましては、今回の特別給付金の趣旨が、政府が雇用する関係にあるいわゆる間接雇用者という方々について、解雇になられる場合に、見舞金というような形で支出されるものでございます。従いまして、直接雇用の方々は、実質的には同じように米軍に労働を提供しておるのでございすけれども、今回の特別給付金の予算にも予定してございせんし、また衆議院の内閣委員会提案の法律の適用も受けないわけではございません。しかし、私どもいたしましては、所管官庁である労働省と協議をいたしまして、政府が特別給付金を差し上げるといふようなことではないのですが、日本政府は米軍に對しまして、このような直接米軍に雇用されておられる方々に対しても出してもらえぬだらうか、日本政府は間接雇用の人たちに對してこういうような予算を組み、かつこういうような法案というものが国会において審議されておるのだという事情を通告いたしまして、協議をいたしておる段階でございます。しかし、米軍側は契約をたてにとりまして、法律的な義務以外にこれらの直接雇用の人々に見舞金を出すという点については、容易に承諾はしないようでございます。実質的に同様な条件にある方々でありますから、私どもの方でも米軍の方と話し合ひはいたして

おりますが以上のような経過でございます。

○田畑金光君 経過については、調達庁長官の御答弁でよくわかったわけでありまして、問題は、今回政府といたしまして、やがて成立するであろう駐留軍関係離職者等臨時措置法案によつて、間接雇用労働者については給付金の支給等特別な措置をとられるわけでありまして、ただ問題は、雇用が直接であるか間接であるか、これだけの違いで、一方は政府が処理する、他方は政府の手を離れて米軍独自の判断で処理される、こういうふうなことは、日本政府の立場からいたしますならば、とるべき態度ではなからうかと考へておるわけで、要するに、問題は、仕事の内容が同一であるし、いずれにいたしましても、駐留米軍のもとで働らく労働者であることにおいては何ら変りはないわけで、従つて、この問題の解決いかんというものは、あけて日本政府の私は、責任という言葉が言い過ぎかどうかは別にいたしまして、やはり責任であるという自覚のもとに処理されてしかるべきだと、こう考へるわけで、こういう意味におきましては、この問題は、おそろく米当局としては、あるいは法律の建前、今御答弁のように契約の趣旨からいって、従来ともそうでありまして、なかなか簡単にイェスという態度に出てこないかもしれぬ。

しかし、やはり障壁を乗り越へるには、私は防衛庁長官が政治的な一つ確固たる態度をもつて解決に乗り出す以外にならうと考へるわけで、かりにこれからがうまくいかなければ、それは一方の間接労働者にはこういう措置をとつておるのだから、他方の労働者

に対しましても政府責任において処理するくらの腹を持って米当局に当るべきだと思つたのですが、これが見通し等について、私は防衛庁長官の確たる一つ決意のほどと今後の方針を、この際明確に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(津島一君) 駐留軍の離職者対策は非常に重大問題でございます。調達庁関係から先方に非常に強く交渉いたしております。また一方、日米安保委員会においても、第一回以來ほとんど毎回、離職者対策という点で協力をいたして、先方もそれを十分に協力的にやつてきたわけです。具体的な今の直接雇用者に対する問題につきましては、今日まで非常にわれわれは熱心に交渉を続けて参りました。まことに、地位の違つたために、ややお氣の毒なような措置にならざるを得ないという実情に対しては、同情をいたしておるわけでございます。今後、私もそういつた部面についてさらに一層努力いたします。結局、向う側で負担しない場合には、またその対策をどうするかというふうなことになるかと、防衛庁限り、長官としてだけで決定できない問題でありますので、特別給付金の問題は、これは大蔵省の關係も非常にありまして、両面においてさらに一層その努力を重ねたいと存する次第でございます。

○田畑金光君 それ以上の答弁は今の段階において期待できないかもしれませんが、とにかく私が強く要望として申し上げておきたいことは、ただ雇用の形式が、直接、間接という違いだけで、事実米軍のもとに働く人がたに差異があつてしかるべきは断じてないわけでありまして、ことに労働三法の適用の面から申しまして、ともに労働三法の完全な適用下に置かれておる、こういう立場にあるわけですか、この点は一つ、せつかく防衛庁のもとに調達庁が移つたということは、ある意味においては、政治的に大きな一つ今後は力というものが前進するものと、われわれは見ているわけで、大物防衛庁長官でもあられるわけだから、これくらいは一つ長官の責任において必ず解決をしていただきたいと考へるわけで、次の機会等において、この問題が解決せざるままに放任されておくことのないように、この国会において、このような事態のもとにまた質問しなくちゃならぬようなことが起きないように、かりにアメリカの方でどうしても言うことをきかぬような場合には、日本政府の責任におきまして、一つ自主的な判断でこの問題の処理を是かられるように、強くこの点を要望申し上げまして、長官の御努力を期待することにいたします。

○矢嶋三義君 本日付で調達庁当局から詳細な資料が提出されましたので、これについて伺ひたい点がございます。幾多もあるわけでございますが、委員長御要領もありません、また、これだけの資料を短時に提出された政府委員の誠意に免じて、長く質問しません。二、三だけ伺ひたいと思ひます。この資料の中で私がこの前ちょっと伺ひましたように、終戦後十二年経過して、都内の提供施設にしまつた場合になお三十六件ある。しかも土地にして百九十万九千坪、建物として三十五万四千坪のものが、依然として提供されているということは、これは

私は問題だと思ふ。サンフランシスコ条約を締結した当時、あの条約を国会で審議する当時、都心からは駐留軍の諸施設はできるだけ早い機会に引き揚げるといふことが、あの条約審議のときに説明されてゐるわけでありまして、もとの牛込の陸軍士官学校、あんなところに居を構へるはずではなかつたのであります。あれは朝霞ですか、それをあいうところ途中で方向変更してすわり込んだやつだ。それで、きょうの資料を見ますと、三十六件ある。これは一体、防衛庁長官、どう考へておられるのか、調達庁長官、どう考へておられるのか、これに、特にです、特に千代田区にずいぶんありますが、その中でリンカン・センター住宅地区、パレス・ハイツ住宅地区、これがいまだ戦後十二年にしてこういう状態にあるということは、これは国民感情としても私は許されぬことだと思ふのです。政府当局は何をしてゐるのかと言わざるを得ないので、すね、一体これについてどういうお考えを持っておられるのかというところ、具体的にこのリンカン・センター住宅地区、パレス・ハイツ住宅地区はいつ撤去される予定か。特にこのパレス・ハイツ地域は国立劇場の敷地としても予定していることやに承わつてゐるわけでありまして、大蔵大臣をして言わしめるならば、今にでもあけられるようなことを言われているのです。これは津島さん並びに上村さんは責任ある立場なんですから、どういふ交渉経過になつて、いつまでどうするか、明確に一つお答え願ひたい。

○國務大臣(津島一君) お説のように、都内にまだ相当の駐留軍施設が残つてゐるということにつきましては、御指摘のように、私もななるべくこれを返還を受け、また撤去するといふことにしたいと思つて努力いたしております。特に、議会周辺において駐留軍の施設の残つてゐることは、これは参議院議員連帯委員会においても昨年そういった問題が審議されました。少くとも議会周辺の地区にある施設については、撤去しないしは返還といふような措置を講ずべきであると、こういうことでございました。そういう趣旨を体しまして、これは熱心にわれわれやつております。しかし、これには、そのまゝあれを返還するといふことの事情の許されぬものもございまして、代替施設、かわるべきものを都心でないところに作るうといつて、大体その位置の合致を見ております。これの代替の施設が必要な場合においては、予算によつて調達庁側でそれを提供しようという話し合いができて、本年度の予算にもそれに必要な経費も見積つております。従つて、今御指摘のような部面の施設については、近くこれが撤去の事実をわれわれは期待し、またこれは実行したい、こういうわけでございます。

その他の各施設についても、いろいろございまして、漸次これが返還の域にいくべきものなでございまして、また、現在の駐留軍の事情から申しまして、すぐこれが大幅に返還を受けるというふうには至らない。若干の期間があると思ひますけれども、御趣旨の点はわれわれ同感でございます。折衝を重ねております。

○政府委員(上村健太郎君) 大臣から

お答えがございましたので、私から具体的問題につきましてお答え申し上げます。

二十七年の四月二十八日現在で、東京都内におきまして接収を受けておりました施設が百二十九あったのでございます。その後返還になりまして、現在三十六残っております。このうち最も目立ちますもの、また大きなものは御指摘の通り住宅でございます。特に国会周辺の住宅につきましては、

〔委員長退席、理事永岡治光君着席〕

私も二、三年前以来、早く決定してもらいたいということを要望して参ったのであります。ところが、昨年の陸軍の引き揚げ以来、地方の部隊を東京に集結して参りました関係で、なかなかあけてくれない。従って、私も、どうしてもことは、特に国会周辺の閑院宮邸跡、あるいは三宅坂、人事院裏の住宅はぜひいってもらいたいという要望をいたしました。ある程度の代替施設を横田に作ってかわりに提供しようという話し合いが、具体的に現在進行しております。また、この代替施設建築に要する予算も計上してございます。しかし、なるべくならば、代替施設を建造することを少くいたしまして、引き払ってもらいたいという要請をしておりますので、本年度中には、国会周辺の住宅約三百ござい

ますけれども、解決を見るつもりでおります。至急横田の代替施設を作り始めまして、そして引き移してもらおうという計画をいたしております。

○矢嶋三義君 今年度中にでも、早くどこかにおいて願うようにやつてもらいたいと思う。いつまでもあんなこ

ろにおるべきじゃないですよ。大体サンフランシスコ条約を締結したときの約束なんだから……。それから、さらに、あの第一生命の建物から埼玉県に行くはずの、途中で下車して牛込に落ちついたわけなんだから、あれはいつあけるのですか。どうなっておりますか。

○政府委員（上村健太郎君） 市ヶ谷の建物につきましては、これも現在先方の米軍の利用程度が非常に少なくなっておりますので、一日も早く引き移ってもらいたいという要請をしております。見通しとしては、おそらく一年以内にはあけると思いますが、早ければ半年後には引き払うのじゃないかという見通しをいたしております。

○矢嶋三義君 防衛庁長官に要望しておきますが、日米親善上好ましくないと思う。それから、アメリカの対日政策という立場からいっても、マイナスの事柄だと思ふのです。そういう事情をあなたに十分話されて、それはあなたの私に役目だと思ふのです。そうして日本国民が早く納得できるように処置してもらいたいと思うのです。が、していただけますか。

○国務大臣（津島一君） これは従来から極力努力しておりますし、先方も十分理解しておりますので、御趣旨の点は今後一そう十分努力して、この問題を処置したい、こういうふうに思っております。

○矢嶋三義君 午前中、私は、自衛隊の飛行機による防音対策、という具体的な案を持っているか、資料を提出していただきたいと要望したのでありますが、審議の都合上、ここで概略一応承

わつておきたい。そうして、足らざるところはいずれプリントにしたいだけばけつこうでございますから、審議の都合上、一応要求したことですから、この際わかる範囲内において説明を承わつておきたいと思ふます。

○国務大臣（津島一君） ただいまの御質問は、騒音防止に關しての自衛隊側の方でございますか。駐留軍全体の……。

○矢嶋三義君 駐留軍については出てないので、自衛隊の方。

○国務大臣（津島一君） これは表はできて、私は提出するように指示させたのですが、表ができております。お手元に配ったかと思ひますが、ごらん願ひます。

○矢嶋三義君 ちょっと説明して下さい。

○政府委員（門叶宗雄君） 先ほど御質問がありました、従来防衛庁で騒音防止のために補償いたしました件数及び価額等を、一覧してお手元に届けていたした次第でございます。

なお、三十三年度の計画についても御要請がございましたので、この際、今まで私の方で調査いたしております点につきまして御報告申し上げます。が、学校関係で七校、職員室、校長室等で五校につきまして、すでに調査を済ませ、三十三年度において騒音防止補償を実行したいと考えておる次第でございます。

○矢嶋三義君 この表でわかりますがえらいたくさん金を使つておるなあと。思ったところが、円の単位なんです。こういうものは普通千円の単位で書くのが普通で、ちよつとだまされま

よ。大した金を使つておるなあと。思つて、単位を見たら円になっておるが、防衛庁としては少しこま過ぎるようですね。（笑）

まあ、それはそれとして、これから自衛隊も飛行基地が拡張されるし、また数も多くなる。これは防衛二法を審議するときにやりますが、従つて、午前中長官が答弁された線に沿つて、十分、ある程度可能な範囲内で、先を見通した案で対処していただきたいことを要望いたしておきます。

で、質問はお約束によつてここでやめますが、最後に、ささやかな問題ですが、さっきの返還の問題についてこういうことを承わつたのですが、その真偽のほどをこの際明らかにしておきたいと思ふのです。小淵さんが調達庁長官のときに、米軍の司令官が住まいをしておった前田邸ですね、これを国として買収して迎賓館にするといううなことで、返還をやつて、そうしてその跡ははたらかしになった。そこで、当事者としても、所有者として、土地は民有地と国有地と両方あるようですが、非常に困つておるし、だ

まされたといううなことを言われておる。しかも、それは調達庁の役人が毎日何人か行つて、留守番役に行つて、管理をしておるといううなことを聞くわけなんです。ささやかな事柄ですけれども、御承知のごとく、返還を受ける場合には、ちゃんと条件をきめて、そうして返還ということがやられるわけですからね。そうして返還された後というものは、いざこざが起らないで最も効果的にそれが活用されるようにならなければならぬと思うのですが、私が今申し上げたようなこ

とがほんとうだとすれば、非常にまあまずいことだと思ふのですが、真偽のほどはどうなのか、それからまた、どういう措置をお考えになつておられるのか、この機会にそれだけ承わつておきたいと思ひます。

○政府委員（上村健太郎君） お尋ねの事柄は、まことに遺憾であります。が、事実であります。一応迎賓館といひまして使用したい、また使用するにつきまして予算その他あるいは具体的問題に入りまして、折衝をいたしておるのであります。また最後の迎賓館として使用しないという結論には達しておらないのでございます。ただ、従ひまして、前田邸の買収済みの国有となつておりますものは返還と同時に大蔵省に引き継いで、大蔵省で管理いたしております。本来ならば、解除になりますと、民有地につきましては、民有財産につきましては、所有者に返すわけでございますが、所有者の方も分割で返されても困るわけでございます。受領を拒否されておる状況であります。従つて、迎賓館として最後の使用が決定するかしなないかという問題がまいります。では、調達庁においてやむを得ず管理をいたしておるという状況でございます。

○矢嶋三義君 その点については、時間の関係もありますから、繰り返して伺ひませんが、國務大臣として防衛庁長官も、政府内部において善処していただきたいと思ひます。

迎賓館等については、先般官房長官にも質疑したのですが、かたまったものは持つていないけれども、ある構想は持つておられるようです。だから、十分検討されるように要望いたしてお

きます。

私の質問はこれで終わりますが、最後に資料を要求いたしておきます。

で、この法案の審議とは関係ありませんが、本委員会にかかっている他の法案と関係がありますので、お願いしておきたいのです。その一つは、これは委員長の職権で一つ調べていただきたいと思うのです。私の方で資料が手に入りませんので、政院では入りませんので、お願いしたいと思ひます。

その一つは三菱重工業。この三菱重工業は、政治資金規正法によって、何党に幾ら政治資金を出しているか。それから三菱重工業は、経団連等、三菱重工が参加している経済団体に対して、どの程度の負担金、離出金を出しているか。これを委員長の職権でしかるべき機関を通じて調査されて、本国会中に御提示いただきたいことをお願いいたします。

それから次は、委員長を通じて関係省庁に資料の提出を要求していただきたいものが二点あります。それは一つは、もとの大將、中將、少將ですか、将官の生存者の恩給金額と、それから遺族が受けているところの扶助料の金額。それは先般要求によって出された資料に関連して必要になってきたのです。それと、大將、中將、少將で、そういう恩給並びに遺族扶助料を受けている人数。でもしそれを辞退している人があったら、何人辞退している人があるかということ、階級別に表として出さして下さい。それから、もう一つは、これは本委員会で審議する法案と、厚生省所管の法案と関連があるわけですが、援護法における動員学徒の死没者の遺族の受ける手当と、それ

から恩給法適用による遺族の受ける手

当との比較がわかるようなもの、それから恩給法適用にかかる傷病者です

ね、一項目から何項目別にしてもらいたいのですが、それと援護法適用による動員学徒と、準軍属ですか、その傷病者が受ける病状の程度によって、その比較ができるような表、これは厚生当局と総理府当局でやればすぐできると思いますが、その表をできるだけ早い機会に委員会に提出するように委員長から要求していただきたいと思います。

○理事(永岡光治君) ただいまの矢嶋委員の要求資料は、委員長においてそれぞれ手配いたします。

○理事(永岡光治君) なお御質疑の最中でございますが、ただいま委員の異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。

○参事(川上路夫君) 御報告いたします。木村篤太郎君が辞任され、後任として佐野廣君が選任されました。

以上でございます。

○理事(永岡光治君) 質疑をお続け願います。

速記をちょっととめて下さい。

〔速記中止〕

〔理事永岡光治君退席、委員長着席〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて質疑を終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め

めます。

それでは、これより討論に入りま

す。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

これより直ちに本案の採決に入りま

す。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会開法第一五五号)

全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めま

す。よって本案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認む者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから、本案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多数意見者署名

○委員長(藤田進君) 次に、国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して。

○伊藤頭道君 それでは、大蔵省にお伺いいたしますが、給与課長、責任ある答弁はできますか、それをまずもってお伺いしたい。

○政府委員(岸本晋君) 共済組合法に

関する限りにおいては、答弁申し上げられます。

○矢嶋三義君 それに関連して。きよ

うの委員会の運営方針というのは、私はわが党の理事から承わっているわけ

でして、きよう大蔵大臣はお見えになれ

ると思つたのですが、お見えにならぬ

し、政務次官もお見えにならぬとなれ

ば、御承知のごとく、この法案という

のは総理の裁断でできた法案ですね。

ある部分について裁断を下されたわけ

です。だから、きよう総理とは申しま

せん、大蔵大臣も政務次官も出ないな

らば、総理なんか要りませんか、所

管局長と、それから副総理ぐらい、せ

ひ一つお願いしたいと思つたのです。

〔速記をとめて〕と認む者あり

○委員長(藤田進君) 速記はまだとめ

ておりません。

矢嶋委員にお伺いいたしますが、た

だいまの御発言は、政府委員の岸本主

計局長と課長に質問でございますか。

○矢嶋三義君 委員長にお伺いしたい

のですが、きようは大蔵大臣はお見え

になると思つたわけです、われわれは

当然。大蔵大臣はお見えにならぬし、

政務次官もお見えにならぬとなると、

この法案は大蔵省所管の法案で、きよ

うどういふように審議が核心に傾いて

いくかということ、わが党の理事か

ら承わっているわけなんですよ。従つ

て、この法案の一部は、総理が閣議で

裁断された部分もあるわけですね。総

理とは言いませんが、大蔵大臣も政務

次官もお見えにならぬとなると、副総

理、それから大蔵省の所管局長です

ね、それだけの方一つお願い願ひぬ

と、確かに詳しいエキスパートではあ

るけれども、給与課長さんだけじゃ工

合が悪いと思つたのです。

○委員長(藤田進君) ただいま連絡が

ありまして、政務次官、局長が出席す

ることとです。

ちよつと、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下

さい。

○伊藤頭道君 大蔵省にまずお伺いし

ますが、去る十一日の当委員会で、大

蔵省に対して資料を要求したわけ

です。特に資料の中でも、政令案と財源

計算書については、この資料がないと

審議が非常に困難であるわけ

です。従つて、賛否の態度も決定しかね

る。そういう大事な資料であるので、早急

に御提出いただきたいということを特

にお願ひしたわけです。その資料の提

出がないと、審議できないわけです。

いまだに御提出がないので、即刻出

していただかぬと審議ができない。即刻

出していただきたいと思います。いかが

は、できるだけ私たちの方としましては、誠意をもってお出ししておるつもりであります。今お話のありました政令関係になりますと、非常に関係が膨大になりますので、ここですぐというふうには間に合いかねると思う次第であります。

○伊藤道雄君 本法案中、内容を明らかにする必要がある政令案が五十二、三あるわけですね。更に膨大です。従って、その五十二、三を即刻出していただくというところであるならば、まことに困難でありましょうけれども、その五十二、三の政令案中、特別にお願いしたのは六つばかりなんです。そのような小範圍でありますから、即刻出していただけないというところはないと思うのです。重ねてお伺いします。

○政府委員(白井勇君) 数は、今お話しのとおり、六つということであるようでありまして、非常に重要な点もあるようでありまして、共済制度の審議会にかけまして、そこで検討しました上で適正なものを作りた、こういう考え方をとっておりますので、今すぐここで御審議に間に合うようにはなかなかいたしかねる事情もありません。一つ御了承願いたいと思ひます。

○伊藤道雄君 本法案を提案するに当って、大體関係の政令案について構想の御検討がなされて本法案を出されたということは、非常に不考慮だと思ひます。そういう意味からも、いかなる方法をとっていただいてもけっこうですが、即刻出していただかないと、重ねて申し上げますが、審議できないわけなんです。従って、はっきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 今すぐということでは、ちよつと御期待に沿いかねるような次第であります。

○委員(藤田進君) 政府委員に申し上げますが、今すぐではなくて、事前に要求がなされていただけてありますから、もう少し理由を明らかにされる必要があるまいかと思ひます。

○伊藤道雄君 その申し上げる意味は、即刻というのには、この審議中にこの意味ではないわけですね。少くも本日徹夜してでも誠意を見せていただきたい、こういうことなんです。一つ何とか本日中にお願いしたいと思ひます。その点、いかがでしょう。

○政府委員(白井勇君) 今申し上げました通り、非常に重要な点もありまして、できるだけやはり審議会というようなものにかけまして、十分検討を加えなければならぬような事項が多いのであります。十分御期待に沿えない点があるかと思ひますが、何とかその辺のところは一つ御了承願いたいと思ひます。

○伊藤道雄君 これは、昨日お願いしてきよう即刻出していただきたいというところであるならば、まことに無理かもしれませんけれども、これはもう十一日の当委員会をお願いしたわけだし、しかも、そのとき、非常にこちらの審議に必要で政令案であるから、即刻出していただきたいということは、

その節、給与課長にもとくお願い申し上げたわけなんです。

○政府委員(白井勇君) まことに申しわけないのでありますが、できません。これは誠意をもってお出ししてやるようでありまして、今御指摘のものはなかなかいろいろ関係が複雑であります。本日までに間に合いかねますことは非常に申しわけないと考えます。

○伊藤道雄君 重ねて申し上げるようでありまして、国会審議の回数とも関係があると思ひます。どうしても出せないということになると、私もこの内容がわからないわけですから、その賛否の態度も決定しかねるという、そういう大事な資料。しかも、ごく小部分についてお願いしたわけです、だいたいこちらとしても遠慮に遠慮を申し上げておるわけです。しかも、そういう一つつましかかな資料すら、五日も前に要求していただけていないというところは、誠意を疑うものなんです。

○政府委員(白井勇君) 御承知の通り、政令となりますと、申し上げるまでもないと思ひますが、非常に大事なものであり、また今回のように広範な法案になりますと、従いまして政令関係もなかなか容易じゃない、影響するところ大きいものでありますので、できるだけやはり、先ほど申しましたように、審議会にかけまして十分審議をいたして適正なものを作りた、こういうふうには私も考えておりますので、中には御期待に沿ひ得ない資料もあつたかと思ひますが、その点、一つ御了承願います。

○矢嶋三義君 政務次官が審議会と申されておるのは、どれですか。

○政府委員(白井勇君) 法案に基づいて共済組合審議会ができる、そういうことをさしてあります。

○矢嶋三義君 百十一條の国家公務員共済組合審議会、これですか。

○政府委員(白井勇君) さうであります。

○矢嶋三義君 この審議会そのものも審議の対象になるわけですが、少くともあなた方が法案要綱をこしらえてこういう作業をされるに当って、政令委任事項というものがあれば、先ほどから伊藤委員が指摘されておるうちに、今後の運営等を考える場合には、どういふ内容の分は一つ政令事項にしよう、こういう構想、着想というものは固まつておるはずなんです。固まつていなければ、これは予算を伴う法案なんか、最終的に作業を終つて国会に提出することはできませんよ。それは形の上からいへば、新たに発足する審議会の審議を経て正式に発効するものだろうけれども、しかし、伊藤委員の言われておるのは、大まかにどういふ内容のものを考えられておるのか、そのアウトラインもわからぬことには、この法案に対する賛否の態度をきめたい。だから、その大まかなところを、審議ができるようにお示し下さいというわけですから、ちゃんと成文化したものを提出せよということをお示しおるわけじゃないのだから、しかも、その中の一部を言っておるわけですから、大體われわれ考えて、こういう内容、程度を政令事項にしようと思ひます。

○伊藤道雄君 それでは、今矢嶋委員から御指摘のあつたように、この政令案がないと、大綱がないと、審議できないというところを申し上げておるわけでありまして、テニオハまで入れた成文化したものでなくとももちろんけっこうです。内容が検討できれば、それで足りるわけです。そのものについて出していただければいいか。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨よくわかりましたから、そういう意味合いにおきましてならば、できるだけ早く出したいと思ひます。

○千葉信君 関連。どうも白井政務次官のお話を聞いておると、ふに落ちない点がたくさん出てくる。その政令案については、新しい法律案の百十一條に基く審議会にかけないと、その政令はできない。今伊藤君の要求しているのは、はっきり決定された政令じゃない、政令案なんです。しかも、それも、あなたの方で審議会にかけないとそれは出せないと言っておられるけれども、それじゃ一体、この審議会にかかるとしてどういふものがあるのか、かなりふに落ちない点が出てくるのです。ほかのことは別としても、この審議会の運営そのものについてどういふふうにするか、どういふ運営の

考えておるのだから、その出したい、出したいというのだから、そんなに骨を折ることじゃなくて出せることだと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 私伊藤委員の御質問を多少慎重に考えまして……矢嶋委員から申されました通りの意味合いにおきましては、できるだけ御趣旨に沿ひまして出そうと思ひます。

○伊藤道雄君 それでは、今矢嶋委員から御指摘のあつたように、この政令案がないと、大綱がないと、審議できないというところを申し上げておるわけでありまして、テニオハまで入れた成文化したものでなくとももちろんけっこうです。内容が検討できれば、それで足りるわけです。そのものについて出していただければいいか。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨よくわかりましたから、そういう意味合いにおきましてならば、できるだけ早く出したいと思ひます。

仕方をするか、それを政令で定めることになっていくのです。いいですか。審議会を設ける前に、政令で定めることなんです。それはどうなりますか。その審議会の運営、組織を定める政令は、一体どこにかけるのですか。かけなければ、その案もできないのですから……。

○政府委員(白井勇君) よく御趣旨で、私当初取り違えたかと思ひますので、よく御趣旨がわかりましたから、そういう成文にならない、抽象的なものになるかもしれませんが、考へ方のものでできると思ひます。

○委員(藤田進君) 今の質問の要旨は、政令案はあるかないか、手放しかけるか……要するに、審議会にかけ政令というものをきめていくかということなんだが、その審議会を構成する前に、政令を必要とするのではないか。

○政府委員(白井勇君) よくわかりました。

○委員(藤田進君) わかりました。じゃなくて、前の御答弁はどうなりまして。今度の御答弁と食い違ひうけてすから、速記の上で、その点を明らかにして、はっきりしておいていただきたい。

○政府委員(白井勇君) 先ほど私申し上げました通りに、当初申し上げましたことは、伊藤委員の御質問を多少取り違えたところがありますから……政令案そのものじゃない、一つの考へ方を盛り込んだ政令案になります。一つ抽象的なものにならうかと思ひますが、そういうものは出せると思ひますので、準備をいたしたいと思ひます。

○委員(藤田進君) その点ではなく

て、自井政務次官、あなたが、それは案なものとか、相当綿密なものとかいう問題ではないので、今言っているのは、政令を作るについては審議会にかけて、そして作りたい、そう言いましたね。いいですか。重要だから、審議会にかけてやりたい。今、千葉委員の御指摘は、しかし、その審議会ができて前に、すでに政令が必要となるのではないか、そうすれば、かける審議会というのがないかどうなるのか、こういうことだと思ひます。これは速記の上に載ったままです。この法案が進行するわけになりますから、やはり非常な後日あなたが不可能なことをおやりになり、約束になっておるようには思ひます。可能なか、不可能なのか私はよくわかりませんが、御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 千葉委員御指摘の通りに、これはもちろん、審議会にはこういう事項をかけるということがおのずと政令等によつてきまつて

いるわけでありまして、その前に伊藤委員のおっしゃいましたような、政令等におきましては大体どういふことを盛るのだという考へ方、それは別に私どもの方で準備をいたしたい、こういうことでもあります。

○千葉信君 まだ答弁、ちょっとふに落ちない点が出てきました。私のお尋ねしたいことは、白井さんは、政令案については審議会に諮らなければならぬから、従つて、その手続を要するから相当時間がかかつて御案に沿ひかねる、こういう御答弁です、あなたの御答弁は、ところが、この新しい法律によりまして、そのあなたが政令案をかけるという審議会は、第九項によ

りますと、「前各員に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要なる事項は、政令で定める」、この政令がでないといふ審議会は発足できない。この審議会にかけないといふ、あなたはその政令案は出せないといふことになるが、政令がでないければその審議会は発足できないのです。その点、あなたも少し冷静に、はっきり納得できるように、けじめをつけて御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 私の答弁が足りなかつたと思ひますが、千葉委員のおっしゃいました通りに、政令案は、審議会にどういふことをかけるかといううなことにつきましてのまた考へ方も出てくるわけでありまして、私が先ほど申しましたのは、中には審議会に重要なことはかけなければならぬといううなこともあろう、こう考へまして申し上げたのでありまして、多少誤解を招いておるようでありますから、取り消しておきます。

○千葉信君 そうすると、今の御答弁からいいますと、さっきの答弁と違つて、この法律に關係のある政令案については、一々これをさっきは審議会にかけなければならぬといふ答弁、今度は、その中でも、かけなければならぬものはあるけれども、かけなくてもいいものがあるといふ答弁に変わつてきた、そう了承していいのですか。どうですか。

○政府委員(白井勇君) その通りであります。

○千葉信君 そういうことになりますと、さっき伊藤君に答えておりました答弁は少し變つてこなければならぬ。審議会へかけなければ政令案は出せないといつて答弁されたわけですが、それが今度は、審議会にかけなくても政令案が、政令案ができる。従つて、出せるということになるわけですか……全部かけなければならぬわけじゃない。だから、かけなくてもいい政令もあるといふ答弁になつてゐるから、その政令案は出せますか。

○政府委員(白井勇君) 先ほどお答え申し上げました通りに、抽象的なものかもしれませんが、考へ方といううなものも盛り込みましたものは、私はお出しできると思つております。

○千葉信君 それはわかるのです、その点は。そう固まらない、ある程度の案というか、まあ、案案のようなものは出せる、これはわかるのです。私の今の質疑応答で発展した質問というのは、政令案の中に審議会にかけられるものとかけないものがある。いいですか。あなたはかけなくてもいいものは出せるという答弁に変わつておるのですから、かけなければならぬ政令は何か、かけなくてもいい政令は何か、その區別がつかますか。どうですか。あなたの答弁だと、どうしてもそういうふうな議論が展開しなければならぬ。

○政府委員(白井勇君) いろいろ誤解を招いたようでありまして、審議会にはできるだけ重要なことをかけていく、こう考へておられますが、その他の政令案の考へ方は、御注文通り一つでできるだけ出したい、こう考へておられます。

○千葉信君 出せる出せないを聞いてゐるのじゃない。議論がそこから発展

したのである。質疑応答が。あなたは、かけなければならぬ政令もあるけれども、かけなくてもいい政令があるからというのを、答弁されておる。そこで私は、一体かけなければならぬ政令は何か、かけなくてもいい政令は何から、よけいまごした答弁をするようになる。その点を聞いておる、どれをかけなければならぬ。どれをかけるべきか。これは国会の審議で速記録に残るのですから、そういうつじつまの合わない話をそのままにしては、審議は進まぬのです。ですから、了解できるような答弁があればいいです。はつきり答弁して下さい。

○政府委員(白井勇君) まことに答弁がまずいので申しわけないのであります。審議会を設けしますにつきましても、政令は、別にこれは考へなければならぬのでありますが、その他のものにつきましては、これは一つの政令がどういふものを書くかということが準備できる、こう考へております。

○千葉信君 まあ、あまり深追ひするのは情けを知らぬ格好になるから、私は大体でやめますが、今の答弁でもあなたはいいかぬのです。それは政令を區別して、一方は審議会にかけ、一方はかけなくてもいい。特に今回の場合

には、その審議会の組織及び運営に關する政令については、これは審議会はそれができないれば発足せぬのですから……あなたはまあかけないでやるという答弁でのがれようとしてゐるが、この法律案によると、そういう答弁はできないのです。かけるなら全部かける、かけないなら全部かけない。

もしくはかけることを条件として、かけなければならぬから、国会に対してその政令案なるものが出せないなどということは、これは理由としては言えない。そうでしょう。ですから、そういう点について私はこれ以上深追いしませんけれども、もっと答弁される場合には、質問者にわかるように、筋の通った答弁をしてもらわないと、いたずらに時間をかけるばかりです。もう少し冷静に、質問者の聞こうとするところを要領よく答えてもらわなければならぬ。そうすれば、法律案の審議はどんどん進みますから、そういうふうには御留意願っておきます。私はこの問題についての質問はやめます。「その点、はつきりしておく必要がある」と呼ぶ者あり。

○委員長(藤田進君) 私語を禁じます。

○伊藤道雄君 そこで、政務次官に伺いますが、政令案そのものではなくて、政令案の要綱ともいべきものについては、誠意をもって本月中に準備をしていただくということを確約していいんですね。この点、はつきり答えていただきたい。

○政府委員(白井勇君) 本月中という、あまり時間もないと思いますが、準備できますものは、一つ本月中にお出ししたいと思います。

○伊藤道雄君 先ほども申し上げたように、審議日程の関係もあるわけですが、そういうことで、どうしても内容を知らなければならぬ点が多々あるわけですが、そういう意味で、前の十一日の委員会というのは、この法案がかけられた最初の日なんです。最初、冒頭において、特に給与課長にお願い

したわけですね。そのとき、早急に出すというのを答えておられるのです。そこで非常に無理もあると思うので、五十二、三の政令案のうち、特にしほって六つの政令案についてお願いをしたわけですね。従って、その政令案の内容を知るに足る要綱でいいわけですね。そういうことでありますので、ここで大事な時間を空費しても意味がありませんので、最大限に譲って、明朝までにぜひこの政令案の要綱ともいべきものについては、六項目そろえて出していただくかどうかということをお願いいたします。この点、はつきりとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) せっかくの御要求でありますので、あした中に一つ出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 関連して一つ。ちようど千葉委員から指摘されて問題になったところですから、ここで私は明確にしておく方が頭が整理できていいと思ひます。それで、局長に伺ひます。

確かに、先ほど政務次官の答弁のとき、政府委員の補助の仕方が不十分だったと思ひます。だから、私個人としては、政務次官の答弁とあなたの答弁が食い違つたからといって、矢嶋はそうは追及しません。ただ、明確にしてもらいたいと思ひます。その百十一條は審議会かと言つたら、審議会だと言ひます。かけるものもあればかけないものもある、こう言うのです。それで、この九号では「審議会の組織及び運営に必要事項は、政令で定める。」、こういうことになっているのです。だから、行き方としては私は二通

りあると思ひます。政令案だけ作つておいて、そうして審議会の発足したときに、それをあらためて、組織及び運営に關しての政令を確定してもらひます。うしてあとの政令を全部かけていくという行き方と、それからまた、百十一條の第一項には「制度及びその行方給付その他の事業の運営に關する重要事項について、大蔵大臣の諮問に應じて」云々と、こうあるわけですが、だから、その政令はかけぬという考え方もまた成り立つかと思ひます。だから、法律案提案者として、事務当局ではあなたが一番詳しいわけだと思ひますが、一休、そのよしあしは私は論じませんが、ともかく事態は、提案者としての考えをはつきりすればいいわけなんです。政令はかけるのとかけぬのとあるのか、全部審議会を通すつもりなのか、あるいは通さないでいくつもりなのか、この三者のいずれかであると思ひますが、明確に一つお答え願ひます。

○委員長(藤田進君) 御注意申し上げますが、今までの政務次官の答弁のつくりかとしてでなくて、今聞かれた趣旨でないと、非常にそれで時間を費すようなことになると思ひますから、一つ質問者の趣意を把握されてお答えいただきたい。

○政府委員(石原周夫君) 審議会を作りますのに、矢嶋委員御指摘になりましたように、「審議会の組織及び運営に關する必要事項は、政令で定める。」と書いてあります。従ひまして、審議会を作りますに先立ちまして政令を作る必要がございます。従ひまして、この部分に關します政令は、理論上も審議会にかけません。この政令で、

それに従ひまして審議会が発足をいたします。それから以後におきましての政令は、審議会に諮りまして、その後にはきめるということにしたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) そうすると、政令が二段に出るわけですか。

○政府委員(石原周夫君) 審議会というものを作りますことが前提になりますから、審議会を作ります政令につきましては、審議会に諮ることなしにきめまして、それで発足いたしますというように御了解を……。

○伊藤道雄君 政令案については御意見伺ひましたが、ともにお願ひいたしました財源計算書、これはまあ政令案とは関係ないわけですが、これについても十一日に早急に出すようにお願いしたわけですね。これは早急に出来ると思ひますが、その点、いかがですか。

○委員長(藤田進君) この際質問者に御指摘いたしますが、先ほど今朝までに資料を出せるかと質問者は言われたように思ひますが、御答弁は明日中という御答弁がありましたから、御注意申し上げます。

○政府委員(白井勇君) 明日中に出したいと思ひます。

○伊藤道雄君 それでは、内容の質問に移りたいと思ひますが、政務次官に資金の運用についてお伺ひしたいと思ひますが、これはこの前給与課長にもお尋ねしたわけですが、まだはつきりしておりませんので、この点重ねてお伺ひするわけですが、組合の積立金とか余剰金については、資金運用部に預託するように、今度この法案が通ればこれはなるわけですが、この点については、いろいろ事故の実例があるかと

いうことに對して、あまりなかったというように聞いております。これにつきまして、事故が過去においてなかったのに、こういうように資金運用部に預託するようになったのはその理由が全く納得できないのですが、納得できるように御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 厚生年金等におきまして、御承知の通り、預託をいたしております現状でありますので、それとのならみ合せをしまして、一部預金部に預託をするという建前をとつたわけでありませう。

○伊藤道雄君 共済組合の審査会の設置についてお伺ひしますが、これは組合とか、あるいは連合会、それそれに置くように今後なるわけですね。これはどういう意味か納得したいのですが、この点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 私の承知いたしておりますところでは、現在も大体そういう格好になっていると思ひますが、ただ、それをはつきり樹立していくという考え方で、そう従来と變つていないと思ひます。

○伊藤道雄君 実際の問題として、審査請求を行わなければならないような不服のある決定をした機関、その組合員の立場から見ると、同じ担当者で事務処理を行うということに対するお互いの気持とか、あるいはまた逆に、担当者も握りつぶす、あるいはまた威圧を加えて提訴を思いとどまらせるようなおそれなしとしないのですか。この点非常に問題が多いと思ひますので、この点ははつきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 事務当局から一つお答えさせたいと思います。

○委員(藤田進君) ちよっと、速記をとめて。

(速記中止)

○委員(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○伊藤道雄君 今の答弁を伺いたいのですが。

○政府委員(石原周夫君) 今のお尋ねの点は、組合ないし連合会、両方で審査の請求をする、その請求ができる審査会を両方に設置する、それはどういふわけであるかとお尋ねだと存じますが、その審査会の設置につきましては、百四條にのらんのうちに、規定がございまして、委員九人をもって組織をいたしまして、組合員を代表する者、国を代表する者、公益を代表する者、おのおの三者構成に相なっておりますので、公平をはかるという点から申しますと、この形で十分効果が発現されるという建前になっておるわけでございます。それから、今の現行の制度もそうなっておりますので、今申し上げましたような仕組みにいたしておるわけでございます。

○伊藤道雄君 まだ不明確なんです、同じところで同じ担当者が事務処理を行うという点、これに対して組合員として考えた場合、疑いの氣持を持つたり、逆に担当者があるいはまた威圧を加えて提訴を思いとどまらせるようなおそれはないか、そういうことを心配しているわけです。その点を明確にしたいのだと思います。

○政府委員(石原周夫君) 從來も同じような構成におきましてやつて参つたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、構成員がこういふ三者構成に相なっておりますので、たゞいまのような威圧を加えるとか、あるいは握りつぶすとかいうようなことにつきましては、弊害はないように考えております。從來におきまして、そういうように承知をいたしておるわけでありまして。

○伊藤道雄君 現在の審査会の実情について、概要をけつこうですが、これを明らかにすることによって審議したいと思うのですが。

○政府委員(岸本晋君) 話が業務執行上の具体的な問題になりますので、かわつてお答えいたしますが、共済組合審査会で、現在非現業の共済組合連合会にございまして審査の事例をとりまして、過去において異議審査の出で参りましたのは大体一年に一件程度でございます。これも三者の委員のございせんによつて、大体内満に解決いたしております。

○伊藤道雄君 共済組合の審査会の委員構成についてお伺いしたいのです。組合員の中から委員を委嘱する場合は、組合員の中から委員を委嘱する場、大蔵大臣が任命するわけですが、その際どのような方法でどのような者を選ぼうとするのか、この点を具体的に御説明いただきたいのですが。

○政府委員(石原周夫君) 組合と国と公益代表であります。このうち組合の代表につきましては、現業代表、非現業代表、地方の代表ということに大体相なるとお思います。三者構成で今三人ずつでございますが、あとの学識経験者以外につきましては、今特に申し上げるまでに至りません。

○伊藤道雄君 ちよっとまだはつきりしないのですが、組合員の中から委員を大蔵大臣が任命する際、その組合員についてお伺いしておるわけですか。そういう委員について任命する際、どのような方法でどのような者を選ばれようとするのか、その点をはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(石原周夫君) これはまだ、そのときになってきめることではあります。今から考えてみますところでは、やはり組合の方の代表者ということに相なろうかと思ひます。

○永岡光治君 今の点に関連して、その組合の代表というのですが、組合に、御承知のように、管理者層も入つておれば、言うところのもう少し低い段階も入つております。その組合代表というものは、管理者層から出すのか、言うところの職員組合等を作つておる諸君の、大蔵大臣にいわば、その対象になる人の中から出すのか。そうでないかと、みな管理者も組合員になっておるから、政府の、国の代表者というような管理者がこつて参ると、一体この恩恵といふか、これを受ける大部分の人、組合員のそういう代表の中から出ないということになると、やはり要望なり意向というものは十分反映できないという感じがする、それは組合代表といふものはどういふように入選をする考えであるのか、明確にしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 職員団体の代表といふことに相なるとお思います。

○伊藤道雄君 この審査会の委員は九名以内ということになっておりますが、九名でもまことに少いと思ひますが、これは審査会の性格からいってみますと、いさふ必要があると思ひますが、九名以上はどうしてもふやせないのですか。

○政府委員(石原周夫君) 三者構成といふ建前をとりますと、一応三倍の数字に相なるわけでございます。先ほど申し上げましたように、現業が一グループ、非現業が一グループ、地方が一グループという三つに相なりますので、その三倍ということでは、九というふうに相なります。そこは一応三者構成の適当な数字であらうといふふうに考へるわけでございます。

○伊藤道雄君 そうなると、三倍の数字であれば、必ずしもその数には拘泥しないといふふうにとれるわけですが、それならば、十二とか十五でもいいわけですね。

○政府委員(石原周夫君) 審議会として可否を決します際のことでもございまして、奇数数字になるのが適當かと思ひます。

○伊藤道雄君 その九名以内というのはまことにあいまいであつて、極端に言へば、二名でも三名でも九名以内になる。なぜ、こつていふようなあいまいもこの言葉を、ここに無理に差し入れておくわけですか。

○政府委員(石原周夫君) 實際は、先ほど申し上げておりますように、九人以内のことではないかとおぼしめておられますが、前にも御審議を願ひました文章にも九人以内となつておりました。こつていふような要望もございまして、九人以内ということになっておりますが、實際におきましても、先ほど来申し上げておりますように、九人の数でするつもりでおります。

○伊藤道雄君 これは小さなことのように思ひますが、こつて按本的に本法案を改正しようとする際に、前にこつておつたので今度はそれになつたといふふうな話でありまして、この際必要のないものは削除したらいふのですか。そういう意図はございせんか。

○政府委員(石原周夫君) 私が申し上げておりますように、九人という考へてございまして、以内という言葉をなくともその意味は通るわけでありまして、これは九人以内ということをお書きを願ひまして、今申し上げましたように適用できるわけでありまして、この文章で御承知をいたしまして、今申し上げたやうな運用にいたしたいといふふうに考へております。

○伊藤道雄君 まだ納得できませんけれども、時間がありますので、また別の機会に申し上げます。

次に、大蔵大臣の監督権限が非常にこの法案には強化されておるやうにうかがわれるわけですが、大蔵大臣の権限としては財源運用だけで十分事足りると思ひますが、たとえば定款とか運用規則、事業計画、決算、連合会役員の任命、報告書の提出要求等、こつていふやうなとえてあげても、相当部分の権限についてはそれそれ問題があるやうな思ひます。急に大蔵大臣の権限をこのように強化しようとするのは、何か含みがあるわけですか。この点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 六だいた伊藤委員御指摘の款、運営規則、事業

計画以下につきましては、現在もそういうような権限があるかと思ひます。現在までの運営におきまして、やはりそういうような事業の実態面につきましても把握をいたしておき、必要があると思つておられるのであります。今回監督命令と開則がふえたと思ひます。これは従来におきまして、組合の運営面におきまざる必しも適当でないと思へられるような場合がありまして、あるいは今後生じましたる場合におきましては、監督命令という筋が一本通つておりませんと、適当な運営を確保できないということもあり得るわけでございますので、この際監督命令、それに関連をいたしまして開則というものがつけ加つたというふうに御了承いただきたいと思います。

○伊藤道雄 此の法案の長期給付の適用については、五現業職員のうちの国の企業職員の給与特例適用職員が主体をなして、非現業関係職員のうちの恩給法の適用以外の職員、言いかえまして、現在共済組合の長期給付の適用職員で、これが特に暫定的に当分の間適用せしめるといふ、そういう考え方のもとに立つておられるのですが、この点はまことに解しかねるのです。この点、明確にしたいと思ひます。

○政府委員（石原周夫君） その点につきましては、従来からあるいは御説明申し上げておつたかと思ひますのであります。今回改正をいたしました法律の適用外に、いわゆる恩給法の、非現業におきまざる恩給法の適用職員があるわけですが、政府といたしまして本案を提出いたしますまでに、いろいろ審議をいたしましたのであります。恩給法の

適用を受けまざる非現業の職員につきましては、今後どういふような制度を適用したいかという点につきましても、慎重に検討をいたしたいという点に相なつたのであります。その際におきまして、非現業の雇用人もその際にあわせて検討の対象になるという意味におきまして、将来恩給法の適用を受けまざる非現業の職員に對する措置をきめまざるに、その問題を振りかへつてもう一度再検討をするつもりでございますので、従いまして、その意味を留保いたしまして、当分の間といたしていただいておりますわけでありま

○伊藤道雄 非現業関係の長期給付適用者については今申し上げたようなこととしておいて、連合会に關する規定については非常にがんにがらめ式に、いわゆる措置をしておられるわけですが、そういう意図は那邊にあるのか、非常に疑われるわけですが、この点をばつきりしていただきたいと思います。

○政府委員（石原周夫君） 連合会に關する規定は、多少今回整理をいたしました点がございまして、けれども、これは先ほど申し上げましたような、非現業の雇用人の扱いを恩給法の職員と一緒に考へて再検討したいという問題とは一応別でございまして、連合会の現在の状況をできるだけ整理をいたしたいというところで、必要な部分につきまざるの提出をいたしたわけでございます。

（委員長退席、理事永岡光治君着席）

○政府委員（白井勇君） その点は、公務員制度全般との関連もあることであると思ひます。慎重検討を要する事項ではないかと思つております。

○伊藤道雄 政務次官としてはどうお考えですか、この態度をばつきりお

は考へるわけでありまして、当面必要な改正をいたしたということに御了承願ひたい。

○伊藤道雄 何か現在の連合会で問題があつた結果、このような措置をとつたのか、そういう点も一應考へられるのですが、この点はばつきりしていただきたいと思います。

○政府委員（石原周夫君） 別段、伊藤委員御指摘のようなことはございませ

○伊藤道雄 次に、五現業関係の長期給付適用職員の給与等については、団体交渉によつて決定することに

なつておられるわけですが、これはもう説明を待たないわけですが、ところが、非現業関係の長期給付適用職員には団体交渉権が、御承知のように、ないわけ

です。このことは、同一共済組合の適用において、はなはだ不均衡を來たすことになると思ひます。この

面について、近い将来にこの非現業の長期給付適用者の職員に對しては、労働基本権の復活ということを考へてい

るのかどうか、もし考へないとする

と、この不均衡は是正できない。このままではどうしても納得できないわけ

です。この点を明確にしたいと思ひます。

○理事（永岡光治君） これ、政務次官ですか、主計局長ですか。

○伊藤道雄 政務次官にお伺いします。

○政府委員（白井勇君） その点は、公務員制度全般との関連もあることであ

りまざるし、慎重検討を要する事項ではないかと思つております。

○伊藤道雄 政務次官としてはどうお考えですか、この態度をばつきりお

伺ひたいと思ひます。

○政府委員（白井勇君） ただいま申し上げました通りに、現在公務員制度全

体につきましても検討を加えておるこ

とでありますし、そういう点も協議審査等十分合せて、私どもとしても研究をしなければならぬ問題だと考へます。

○理事（永岡光治君） 政務次官にお尋ねいたしますが、この法律案が出る過程において、政府管掌にするか、あるいは組合管掌かということでは、実は一般国家公務員の諸君がこの適用になるのかならないのかということでは、ずいぶん論議をされたはずであります。そ

れで、従来共済組合の運営の妙味とい

ましようか、非常によかつたとい

ましようか、そういう点は、やはり自主的に運営するということが非常に強

調されてきたわけでありまして、さういふ意味で、現在の共済組合では、たと

えば大蔵大臣の認可、承認等々の事項はわずかに十八項目程度です。とこ

ろが、今度の改正を見ますと、ただいま伊藤委員から質問をされましたように、この法案全部について四十力所にわたつて権限、監督、この強化が非常に強く出ておられるわけでありまして、これは一体どういふところに意図がある

のか。

非常に従来の自主性の運営ということ

がそがれておるわけでありまして、な

ぜそういうことを強化しなければなら

なかつたのか。

これではかえつて、改正は見たもの

の、あまり共済組合の運営としての妙

味なり希望というものは持てなくな

る。それであるならば、総理府等で強

く主張されてゐる、国家管掌ではあつたにいたしまして、これは実情は全く同じですから、むしろ掛金の少い恩給制度によつた方がいんじやないか、そういう方向にいかざるを得ないと思ひます。それで、それではせうかくこの年金制度に切りかえようといふ、こういう強い要望を持った公務員のその熱意もそがれてくるわけであり

○政府委員（白井勇君） 今度の法案で、今御質問のございまして、自主的に運営して参ります考へ方を欠いてい

ると、私たちは考へていないのであり

ます。この点は、どこまでも、やはり自主的にやつていけるといふ線を守つて参つたわけなんです。ただ、今

回の措置によりまして、相当事業分量も大きくなり、資金の運用の問題も出

て参りますし、連合会に對しましては、また強固加入というやうな格好になつて参ります。これを健全に発展をさして参ります上におきましては、やはりある程度の政府との関連といふものが必要になつてくる、その限度におきまざる改正であります。

○理事（永岡光治君） その限度におけ

る改正だと言いますが、たとえば連合

会の加盟の問題にいたしても、石

原主計局長の答弁をもつてすれば、別

段これは現行通りであつて支障はな

つたという答弁でありますし、さらに

また、この自主性をなくさない、こ

うような事務次官の答弁でありまし

たけれども、実際は四十項目にわた

る各項目にわたつて、一々大蔵大臣の承

認を得なければならぬといううな、

こういう強い規定になつてゐるわけ

でありますから、どうあなたが答弁し

ようとも、なかなか組合にしてみれば

解できない問題であると思ふ。そ

で、一つこの際明確にあなたの方

で、現在の大体自主性を尊重するとい

前になつておるとするならば、理事

長のごときも、評議員の推選する、つ

まりこの組合の運営の御に當る方々

が、その議決機関的な存在を持つ、その

議を持つこの評議員会が推選する者

を大蔵大臣が任命するといふ、こ

う自主的な運営を尊重することがな

ぜ悪いのか、どういふ欠点あつたの

か。その欠点があつたならば、それ

を指摘していただきたいと思ふので

あります。

○政府委員(白井勇君) 過去にお

いての運営に欠点があつたかどうか

といふことよりも、むしろ、先ほど

申しましたように、先ほど申しまし

たように、追加加入の問題であり

ますとか、あるいはまた国も相当負

担をいたしております資金の問題とい

ふに、いろいろ重要な面が拡大を

されておりますから、そういう限

度におきまして、やはり政府任命とい

ふことが、今日の状況におきまして

う、こう考へておるのであります。

○理事(永岡光治君) それは今の答

弁をもつてしても、まだ了解がで

きません。政府の任命を必ず

しも否定してゐるわけじゃない。こ

れは大蔵大臣が任命することは、現

行法でも任命してゐるわけですが、

だれを任命するかといふことにつ

いて、やはり組合の代表者である

方々の意向を聞いてきめるとい

ふのが、やはり相當ではないか。そ

れをむしろ、国のそういう

機関の諸君とはそれが合わない

と思ふ。まあ、まあ、まあ、ま

あ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

まあ、まあ、まあ、まあ、まあ、

も、できるだけ各方面の御意向の

ありますところは十分くんで、適

正な方が任命され、運営上にお

きまして、御懸念のような点は、

おそろくないだらうと思ひます。

○森中守義君 私はどうもし

らうと、大蔵当局の答弁を聞いて

いて、どうも納得のいかぬよう

な点が、特に先刻から問題にな

つておる罰則事項ですね、こ

ういうものを正確に法文化した

といふことは、あまりにも当然

である、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

律によつて、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

○政府委員(白井勇君) これは御承

知の通り、国家公務員もこの仕事に

従事いたしますし、また別途でも

できると思ひますが、国家公務員

がもしこの方面の仕事をやれば、

その方面の罰則が適用になる、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

こゝろ、こゝろ、こゝろ、こ

ろ、こゝろ、こゝろ、こゝろ、

をいたしましたように、それはそのいろいろな仕事かふえたので政府とのつながりを密接にしなければならぬ。こういうことは、現在でも何も變りはないと思うのです。その際に、特に大蔵大臣が一方的に任命するということかと

うも私にはわからぬ。あなたの答弁によりますと、それは運営において十分そういうことは考慮されるといいますが、それではお尋ねいたしますが、実質上は評議員の推薦を得て大蔵大臣が任命するという運営にするのか、それとも、そういうものは聞かずにやはり一方的に任命するのか、どちらなんでしょうか。

○政府委員(白井勇君)　こういうものの制度運営につきましては、これは申し上げるまでもないわけでありますが、評議員会等の意向を十分尊重いたしまして決定をするということになると思います。

○永岡光治君　それでは、詰めてこのことについてお尋ねいたしますが、それでは、実質上評議員会の推薦を得て大蔵大臣が任命する、そういう運用になる、こういうように解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(白井勇君) 十分その評議員会の意向をくみ取りまして推進をする、こういうことになると思います。

○承岡元治君 そうすると、評議員会の委員が反対する人でもあえて大蔵大臣が任命するようなこともあり得ると、こういうことなんでしょうか。それではやはり意味がないと思うのです。当然私は實際上、今あなたの答弁を聞きますれば、実質的なそういう従来の慣行というものを尊重していくのだ、こういう考えでありますから、そうであ

れば、当然私はその評議員会の推薦するものをやはり任命する、こういう結果になるのじやないかと思いますが、そういうように解釈していいのか悪いのか、いいか悪いかだけでけっこうでございます。

○政府委員(白井勇君) 先ほど申しましたように、どこまでも評議員会の意向を尊重いたしまして推進をする、こういうことであります。

○森中守義君 きつきの関連ですが、どうも私は納得できるような答えがなないのです。つまり、この開削条項を適用するような事実が過去にあったのか、なかったのか、こういう質問に対し

て、事が重大であるからこういうことの用意が必要であるというお答えなんですね。私が聞いているのは、過去にあったかなかったかと、こう聞いておるのだから、あったらばどういうケースがあったか、なかったらなかった

たに答えてもらわなければ困る。その点、一つ、もう少し明瞭に答えて下さい。

○政府委員(白井勇君) 私の承知しておりますところでは、そういうケースはなかったと、こう考えます。

く限りにおいては、自治監査というよ  
うなものも常時私は存在すると思う。  
審議会に諮って各省野放しに連合会を  
作ったから、何したからということ  
で、そのまま放置はしてないと思  
う。要するに、行政機構の一環という

形の中にこの業務が行われていくという状態が当然であろうと思いますが、やはり自治監査というものが存在する。だとするならば、何もぎょうぎょうしく大蔵省が非常に強烈な権限を握り有するような罰則条項などを作る必要などは毫もないんじゃないか、こういう工合に考えるのですが、その点についてどういうお考えをお持ちでございますか。

ましようか。

○政府委員(白井勇君) 今のお尋ねの点でありまするが、行政機構そのものじゃないわけであります。特殊な一つの法人になるわけでございます。そこにおきまして自治監督が必要であるか

ば、必然的に自治監査というものは存在する。だから、何もわざわざこういうものを二期系項を作つて、かちんとやる必要はない。こういうことが、私は、大伴金の本質からしても、あるいは運営のあるべき姿からしても、当然

だと思うんですが、その点はどうか、こういう工合に、大へんくといいますがね、聞いている。だから、設置法あるいは各省の行政組織令の中にはいけれども、現実的には行政機構とはほ同様な形態になるのではないかと、こういうことなんですがね。

○政府委員(白井勇君) 場所を提供しましたり、公務員がこの事務をやつて

いけるということは、要しますに、政府でそれだけ援助しているというのであります、建前といたしましては、どこまでも行政機構そのもののじゃないわけでもありますからして、従つて、それに対します一つの監督機構

○森中守義君　そうしますと、その執行責任者が各省各庁の長であり、しかも大蔵省が干渉するというのも、これは当然あつてしかるべきものであると、こう考えます。

の縮めくくりをやるというようなところがなければならぬと思います。そうしますと、やはりいろいろな関係からいたしまして、大蔵省がそこへ出てくるということが自然に生まれてくるのではありません、特に大蔵省が各省にま

たかぶさつていく、権限を振り回していくというような構想のものではないのであります。

○森中守義君　これは意見の相違だといへばそれまでのことですが、少くともこの新しい立法措置というものは、公務員制度調査会の答申に基いて、あるいは現在の社会情勢の趨勢に合ったところの、一種の私は民主的な行き方

あればこの機会にこういう罰則も作って、不正行為がないようにしようというところであればわかります。一回も、たった一件もそういう不法行為がないのに、今あらためてこういうものを作るという事は、この新しい制度の発足の趣旨、あるいは制度調査会の答申の意味に逆行しているというところを、私は特に苦言を呈して、あとの質問はあしたに譲りたいと思います。

○矢嶋三義君 私は、大蔵当局に対する質疑はあすにいたしまして、先ほどからお待ちいただいている他の政府委員に、一、二点簡単に伺っておきたいと思ひます。

まず、文部政務次官に伺いますが、このたび提案され、今審議している国家公務員共済組合法案の中にも、再就職による組合員期間の通算措置を講ずることが、新たに行われているわけなんです。それで、さらにこの法に関連いたしまして、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案が出されているわけです。従って、その角度から伺いますが、戦後外地からお引き揚げになった方が、その外地に勤務された期間と、引き揚げ後再就職した後の期間との通算の問題は、今までずっと問題になってきたことなんです。まあ、いわば、こういう方々は戦争犠牲者であるわけなんです。そこで、先国会で、法の改正によって、恩給関係はその勤続年数が通算されるように相なったわけです。ところが、退職金の方は、退職手当暫定措置法との関係で、通算されていないわけなんです。ところが、引揚者の方も、戦争が終つて十二年を経過しますと、だん

だんと退職時期になってくるわけなんです。こういう方々は数で少なくなっているわけなんです。ところが、そのアンバランスを非常に嘆かれるわけ、私はごもっともだと思ひます。

引揚げ後四月以内に再就職すれば通算できる、しかし、四月月を経過したあとに再就職した者は通算しない、こういう取扱ひ方を今までしてきているわけですね。ところが、同じ引揚者でも、運不運がありまして、その引き揚げたときにちょうど口があつた人は、うまく四月以内に就職できて、通算できると。ところが、運の悪い人は、四月月以内に就職できぬと、五月月、六月月たつてやっと就職できたという人もあるわけです。特に、教育公務員の場合は、その就職する時期というものは新学期以外にないわけです。四月以外にないわけなんです。六月、七月、あるいは十月あたり引き揚げても、学年途中で、子供の異動がなかったら、いかに優秀な人でも、就職しようにも就職はできぬわけです。三月末の異動以外には機会はないわけです。それを四月月以内で云々とし、ばること、非常に私は実情に沿わないことだと思ひます。ごもっともな私は該当者の不満だと思ひます。

従つて、ここで私は、これらの通算措置の問題で、退職手当暫定措置法の改正案が出たこの機会に、大蔵政務次官に御答弁いただきたいことは、その四月月というのを、当時を勘案してみても、一年程度に施行令で措置すべきではないか。特に文部政務次官に伺う点は、それは今ちょっと申し上げたことで、実情に明るい文部政務次官としてはおわかりいただけると思ひます。

が、その四月月という、四という数字は妥当でないと思ひます。従つて、これを一年に施行令を私は改めるべきじゃないか。そうすることによって、国家財政の支出が、予算の支出がその膨大にかかるという事はないわけです。私の調査では、全国で五千ぐらいしかいないわけなんです。もうすいぶん退職された方もあるわけです。だから、そういう点をまず文部政務次官、次いで大蔵政務次官から、お答えいただきたい。

○政府委員(白井一君) ただいまの退職公務員のうちでも、特に教育公務員につきましては、今言つたような学期の途中というために、就職の時期が延びたために、規定の四月月が通過して、それがためにいよいよ退職の際に通算せられなかったというような事例があることは、事実でございます。ということ、先般の国会に文教委員会、これを適当に政府において何とか考へるべきであるという御趣旨の、何か決議があつたことは承知いたしておりますが、その後文部省におきまして、関係方面との点につきましても、御趣旨を尊重して交渉をいろいろいたしたのでございまして、いろいろの困難な問題があつて、それがためにこの点に実現をまだ見ないことは、まことに申しわけないと存じますが、そういうようなわけで、今回それが改正に至つておられないようなことになっております。

○政府委員(白井一君) 今、文部政務次官からお話がありました通りでありますが、大蔵省としまして、他に関連のあるものもあると思ひます。その一つ、よく文部当局とも御相談しまし

て、検討してみたいと思ひます。

○矢嶋三義君 いつまでも、検討々々では、次官、困るんですね。月日の流れごとく、余命というものは短かくなつていくわけなんです。適当なときに処置されなくてはならぬ。こういう機会に、私は処置されるべきだと思ひます。そういうことを期待しておつたところが、処置されていないので、私は承わけるわけなんです。これは施行令の付則を援うことによつて、処置できるとなつて。ここで別に、修正案を出すと何かという事でないわけなんです。だから、この点については、十分問題の内容というものは、ちょっと申し上げただけで、私は向政務次官とおわかりだと思ひます。ごもっともでしよう。この意見、いかがでございますか、政務次官。この次までに、これを政府内部において処理していただけるものと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(白井一君) 先ほど申し上げましたように、御趣旨はごもっともだと考へるんでございまして、ただ、いろいろ困難なうちには、すでにやめられた多くの公務員の方が、この規定によつてやめられた、まあこういうことも一つの問題でもありまうし、また教職員だけを適用にすると、そういうところにも一つのやはり困難な問題があるようにも承知いたしておるのであります。まだ、ほかの関係の公務員等においても、就職機会が延びて、それがために適用を受けないというものが、やはり相当あります。それで、それらの関係もありまして、教職員だけにこれをするというところに、一つの困難があるように聞いておるの

であります。

しかし、御決議の御趣旨もございしますので、今後ともこの点についてはできるだけ努力をいたしたいと、かように考へております。

○矢嶋三義君 政務次官、私は教職員だけやれという事を言っているわけじゃないんです。あなたのところが一番特例な場合でね、また、文部省が政府内部において一番主張し努力せよならぬという立場において、あなたの答弁次第では、私は責任を追及するつもりでおいで願つたわけなんです。問題は大蔵省で、全般に通ずる問題。また、一部の人は前の何でおやめになつてからと言つても、悪いことを、誤まつていることは、よりよき方向に早く改正せよならぬ。法律ができてから、それは遅及しないという事は、これは立法の原則ですから、それはいたし方ないと思ひます。いかなる法律でもそういうことになつていふんですから、いたし方ないと思ひます。ですから、こういうふうな改めた方が妥当だということなら、善は急げで、早くやるべきだと思ひます。だから、政府内部においては、文部省は推進力にならなくちゃならぬんですよ、実際。そういう立場において、私は一つの証人としてあなたにおいて願つておるわけです。

で、大蔵当局はその意を受けて、私は、いつまでも検討中々々々と言つてゐるのじゃなくて、やるべきだと思ひますが、白井政務次官、いかがでございますか。

○政府委員(白井一君) よく一つ、あらためまして、また検討し直していきたいと考へております。

○矢嶋三義君 その点はきょうはその程度にしておいて、あすさらに、責任ある人が来た場合に、伺いましょう。で、文部大臣には、特に私の言わんとするところは、もう申さなくてもわかると思いますが、特に御善処をお願いします。

次に、参議院の事務総長に伺いたいと思いますが、ただいま国家公務員共済組合法案を審議中でございます。で、申すまでもなく、優秀にして鋭敏な事務総長は、この法案の内容はつぶさに御承知と思えます。従って、私はそういう点には触れません。しかし、あなたの指揮下に入っているところの国会職員も、共済組合を結成してこの適用を受けるわけです。それだけに、事務総長としては関心を持たれていることと思うのでありますが、私はきょう何わんとすることは、国会議員の互助年金法案もありますが、それはもう割愛します。で、伺いたいのは、いつも問題になっております国会議員の秘書の問題について伺いたいと思う。

私は、この法案が提案されるに当たっては、おそらくこのたびは国会議員の秘書が、特別職である秘書が加入できる形になって出てくるものと思っておったわけです。あるいは解釈の面で加入できると解釈されているのではなにかとも推察するわけなんです。が、このことは、このたびの改正を見ますと、この非常勤職員の一部も加入できることになっていないんですね。それから、連合会に勤務されている事務員も加入できるようにしておる。こういう方向というものは、昔の恩給というやうな考え方とずいぶん変りまして、やはり近代民主国家の民主的な年金制

度という社会保障制度の立場から、こういう法案が出てきているわけで、昨日の大蔵大臣の質疑に對しては、そういう方向を指向しているというところを明確に答えられているわけで、そこで、具体的に伺いたい点はですね、まず伺いたい点は、国会議員のこの秘書はですね、この共済組合に運用の面ではいれると、こういうふうには御解釈なさっているのか、あなたの御見解をですね、承わりたいと思えます。

○事務総長(河野義克君) ただいま本委員会御審議になっております国家公務員共済組合法案の内容からいってどうなるかという点について、矢嶋委員から、十分検討はしておるだろうということでございます。審議中の本案の内容においてどういうふうになるかということ、今、的確に私として申し上げる用意は十分でございます。ので、恥かしい次第であります。従来法律のもとにおいて、国会議員の秘書を共済組合に加入することができるとか、あるいはどの点をどういうふうに直したらばできるかというやうなことは、矢嶋さんもよく御承知の通り、かねがねいろいろ御要望もございまして、両院においても、数年にわたって検討をいたしておるわけでございます。現在のところにおきましては、国会議員の秘書は、国家公務員法上の特別職でございます。国会職員法上は国会職員になっておりません。御承知のような態様の勤務をするわけでありまして、非常勤の職員でありまして、国に使用されているかどうかという点にもいろいろ疑点がございます。それから、国から費用を受けていることは事実でございますが、現

在までの法律の建前においては、主としてその常勤の職員ではないという観点から、参議院の共済組合に直ちに加入することは困難であらうと、こういうふうになっておるわけでございします。

○矢嶋三義君 事務総長の発言の中には、一部納得できる点もありますが、大筋では私は問題点があると思うので、政府側においても、もう恩給ということはおかしいから、なくすると言っているんですよ。なくすると言っているわけですね。この一言は、相当私は意味深いものがあると思うのです。それはやはり今の時代だと思つて、それではあなたのお考えの中に、そういう問題点があると思う。それから、ちょっと私は冷たさを感じるんですが、この点に關する限り、あなた、大体あつたかい人なんです。が、この点に關する限り……冗談じゃない、私はちょっと冷たさを感じる、あなたは。

秘書の態様からいいますと、確かに秘書の給与からいって、一人雇っている人も、二人雇っている人も、三人雇っている人もありましよう。しかし、正式に届け出る人というのとはちゃんとしまつておるわけなんです。が、そして原則として、その働いている人の身分を規定する場合には、何人から給与を受けているかというところは一番私は基本だと思つて、ところが、あなたみずからさつき答弁されましたように、秘書は明らかに国から給与を受けているわけですね。このことは、国家公務員の特別職にしてある根拠になつておるわけですね。そして御承知のごとく、勤め手当も期末手当も、特にこれ

は声を大きくして言いますが、勤め手当まで受けておるわけですね。従って、今度の国家公務員共済組合法案の立法の根本精神からいって、入れられないという点、おかしいと思つて、それから、もう一つは、あなたは非常勤だからということをおっしゃいましたが、これも、この法律は国家公務員共済組合法案になっていきますけれども、地方公務員の中の雇用人も入っておるわけなんです。それから、さつき言つたやうに、組合の事務員もはいるやうになつておるわけですね。それから、非常勤の中の一部ははいるやうになつておる。さらに、第一院は与野党全会一致で、非常勤の常勤職員一年以上勤めた者は適用すべきだ、立法趣旨からいって適用すべきであるということとを、第一院は与野党全会一致で議決してきめておるわけですね。この第一院の意思は、十分貴重な意見として尊重しなければならぬというのが、政府委員の答弁なんです。

こういうものを総合するときに、私は、正式に届け出て、そうして本院の事務局から、国からの給与を受けている職員は当然入れておかしくない。おかしくないどころじゃなくて、入れるべきである。それだけの昔の恩給制度と違つておる立法精神を、この法案は持つておると思つて、それから、さらに、非常勤だから云々云々というのをあなたが根拠にして申されるおとすれば、これはこの点も私は問題があると思つて、秘書は月給をもらつておるわけですね。そして確かに閉会中、あるいは解散になれば、地方に帰ることはありましよう。しかし、大部分の秘書というものは、国会

開会中は申すに及ばず、閉会中にいたしましても、これは会館あるいは院内において、ちゃんと働いているわけですね。だから、いわゆる世間という非常勤職員と同じ定義づけで秘書を扱うことはできないと思つて、従つて、非常勤であるから適用しなかつたということ、これは私はいただきかねる意見だと思つて、あなたはきつめて事に明るく、おせじでなくて明敏な頭脳を持たれておるお方で、私がこう言うことは非常にいかがなものかと思つて、けれども、これに關する限りは、私はあなたの意見より私の意見が通つておると思つて、いかがでございますか。

○事務総長(河野義克君) 矢嶋さんおっしゃいますように、秘書の仕事の国家的意義と申しますか、公共的意義と申しますか、そういうことについては、十分認識をいたしております。それから、従来とも秘書の共済組合加入の問題も含めて、待遇一般の改善をはかるべきだ、その若干は今期の国会においても具体化されることがあり得ると思つて、それが、そういうことも私としても全然同感でありまして、私個人としても常に関心を持つておるわけでございます。それで、共済組合加入の問題につきましては、先ほどお断り申し上げましたやうに、現に審議せられておる法案の性格、その内容等からいって、法案成立の後に、秘書を、共済組合に加入させるべき問題をどう考えるかというところは、一応別問題といたしまして、現在までの法律体制のもとにおいてどう考へておつたかということ、私の考へというよりは、矢嶋さん

開会中は申すに及ばず、閉会中にいたしましても、これは会館あるいは院内において、ちゃんと働いているわけですね。だから、いわゆる世間という非常勤職員と同じ定義づけで秘書を扱うことはできないと思つて、従つて、非常勤であるから適用しなかつたということ、これは私はいただきかねる意見だと思つて、あなたはきつめて事に明るく、おせじでなくて明敏な頭脳を持たれておるお方で、私がこう言うことは非常にいかがなものかと思つて、けれども、これに關する限りは、私はあなたの意見より私の意見が通つておると思つて、いかがでございますか。

もよく御存じだと思いますが、従来両院の議院運営委員会、なかなか庶務小委員会において検討してきたところに基いて申し上げたわけでございます。

それから、常勤的な職員でなければいかぬ、非常勤はいかぬという点は、そういう点に問題があるという点を申し上げたわけであります。非常勤職員は共済組合に加入させることは困るということを言っておるのは、国会側で言っておるわけではなくて、一応共済組合の監督官庁になっておる大蔵省等で、監督官庁の意向として、そういうことを申し上げておるわけであります。そういうふうな私がさっき申し上げたのは、非常勤職員である秘書の仕事の態様からいって、いろいろな困難性があるということを申し上げたわけであります。

それで、三十一年の二月には、現行の法律のもとにおいて共済組合に加入することが非常に困難であるならば、その他にしかるべき方法をとるべきであるというふうなことから、職域を中心として結成せられる特別国民健康保険の方でまかなったかどうかという意見もあって、現に両院を通じて、議員秘書を通じて、特別国民健康保険を作った場合に、それにどれくらい加入していたか、家族を含めてその人数は何人になるか、それで保険料が成り立つかどうかという点について、両院で検討したわけであります。現に調査票を配付して回答を得た結果は、保険料として成り立たせるには、御希望の人数がはなはしく足りなかつたというふうなことから、共済組合あるいは何らかのそういった保険

に加入せしめるべき問題について、両院ともいろいろ検討を加えておったにかかわらず、現在の国家公務員共済組合法のもとにおいてはいろいろ困難がある、という事情を申し上げたわけであります。

この新法が成立いたしましたして、この改正点等の関係から、さらにいろいろ考え方を要する点も御指摘の通りあるかと思ひますが、そういう点、さらに庶務小委員会、その他議院運営委員会等でも十分練っていただき、また私どもも十分関心を持って、少しでも改善のいくように努力いたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 現行法体制下において、あなたが関心を持ち努力されたというところをうかがいます。確かに特別健保をやつてはどうかというので、過去において調査された事実も私は承知しております。ただ、私は、調査する前に、保険料はおそらく成り立たぬであろうと予想しておりました。それは数からいいますとね。さらに、そのときの調査の趣旨が十分徹底しませんでしたもので、調査資料の収集も十分でなかつたと思うのです。それが共済精神の根本なんですからね。

この国会なんかで、特別健保というよりも、新たな法体制——この法体制というの、相当画期的なものだと思ふのです。これだけの新たな法体制が前進する形で出てきたわけですからね。それで、私はぜひ一つ検討していただきたい。

もちろん、議院運営委員会、庶務小委員会はありますけれども、やはり国会の事務当局にそういうところの検討と準備がなければ、なかなか議院運営

委員会にしても、庶務小委員会にしても、検討するところの材料を持たぬわけですからね。問題は、やはり事務当局の責任の場にあるあなたの方で、しかるべくあなたの部下に指示し、研究させていただきたい。そして、あなたの方の研究の結果というものを、国会のしかるべき機関に、さらには行政府のしかるべき機関に働きかけていく、こういう順序にいかなければならぬと思ふのです。そういう意味において、きょうあなたにおいでを願つて御意見を承り、御要望を申し上げたのであります。大蔵省のことについては、また他の適当な機会に大蔵省の意見を聞きたいと思ひますが、大体私とあなたは同意見だということを表明されましたので、まあ時間も過ぎておりますから、ここらあたりで終わります。

○事務総長(河野義克君) 御発言の趣旨は、十分拝聴いたしました。私どもといたしましては、御指摘の点については、十分積極的に検討いたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 自治庁長官は他出中でおいでにならぬそうですから、質問はあすに持ち越します。本日の質問を私は終ります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、本案につきましては、本日はこの程度にいたしまして、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局